

は じ め に

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長していくことは、全ての人の共通の願いです。

わが国は、世界でも類を見ないほど少子化が進行し、平成 18 年に示された「日本の将来推計人口」によると、今後一層の少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されています。

国では、このような現状を踏まえて、「次世代育成支援対策推進法」をはじめとして「新しい少子化対策について」や「子どもと家族を応援する日本 重点戦略」等の少子化対策を打ち出し、様々な取組みがなされています。

少子化の主要因を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造と捉えて、この二者択一構造の解消に向けて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と子育てと仕事の両立支援や家庭での子育てを包括的に支援するための「次世代育成支援対策の再構築」の 2 つの取組みを「未来への投資」として推進していく方針を示しています。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年 3 月に子育て支援施策の方向性、具体的な行動計画や目標事業量などを総合的に定めた「江田島市次世代育成支援行動計画（前期計画）」策定しました。

この計画の実現に向けて、その施策の方向性や目標を掲げ、子育て支援センターの開設をはじめ、保育サービスの拡充、母子保健、教育の充実など様々な次世代育成支援事業に取り組んで参りました。

前期計画の策定から 5 年を経過した今、「江田島市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、今後 5 年間、計画的に事業を推進して参ります。

本計画では、前期計画を点検・評価し、子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えあう協働のまちづくりにより、安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、さらには子どもがたくましく健やかに育つ社会の実現に向けて取り組むため、具体的な行動計画を策定したものです。こうして育った若い世代が本市の次代を担い、また新たな世代を育てていくことが、今を生きる世代の私たちの重要な責務であり、大きな夢であると確信いたしております。

子育てに希望をもてる社会をつくり上げていくために、本計画の策定趣旨を十分ご理解いただき、子育て支援事業を推進するにあたり格別のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議ご検討いただきました江田島市保健福祉審議会次世代育成部会の委員の皆様をはじめ、次世代育成支援に関するニーズ調査に貴重なご意見、ご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

江田島市長 **田中 達美**

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の背景と目的	1
【2】計画の位置づけ	1
【3】計画の期間	2
【4】計画の策定方法	2
1．市民意見の反映	2
2．策定体制	2
第2章 計画の背景	3
【1】少子化の現状	3
【2】少子化対策の動向	4
【3】次世代育成支援対策推進法について	5
【4】国の基本方針について	5
第3章 本市の子育てをめぐる状況	6
【1】人口・世帯の状況	6
1．人口・世帯数の推移	6
2．人口動態	7
3．年齢別人口の推移	7
4．出生数の推移	8
5．合計特殊出生率	8
6．婚姻件数等の推移	9
7．児童人口の推移	11
8．人口推計	12
【2】保育・幼児教育の状況	14
1．保育園入園児童数の推移	14
2．幼稚園児童数の推移	15
【3】学校教育の状況	16
1．小学校数・児童数の推移	16
2．放課後児童クラブ	17
3．中学校数・生徒数の推移	18
第4章 計画の基本的な考え方	19
【1】次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念	19
【2】次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本目標	21
【3】施策の体系	23
第5章 計画の推進方策	24
【1】計画の推進に当たって	24
【2】家庭・地域・行政の役割	25

第6章 行動計画	26
【基本目標1】子育てを応援するまちづくり	26
【基本施策1】子育て支援のネットワークづくり	26
【基本施策2】保育サービスの充実	30
【基本施策3】子育て家庭への支援の充実	33
【基本施策4】子どもの人権の尊重と虐待の防止	36
【基本目標2】健やかに生み育てられる環境づくり	39
【基本施策1】妊娠・出産期の支援	39
【基本施策2】母と子の健康づくり	41
【基本施策3】食育の推進	43
【基本施策4】小児医療の充実	45
【基本目標3】子どもの生きる力を育む環境づくり	46
【基本施策1】次代の親の育成	46
【基本施策2】教育環境の充実	48
【基本施策3】健全育成の推進	51
【基本目標4】子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	53
【基本施策1】仕事と育児の両立への支援	53
【基本施策2】男女共同参画意識の啓発	56
【基本目標5】援助が必要な子どもを支援する環境づくり	57
【基本施策1】障害のある子どもへの支援	57
【基本施策2】ひとり親家庭等の自立支援	60
【基本目標6】子どもにやさしいまちづくり	62
【基本施策1】子どもの安心・安全の確保	62
【基本施策2】快適な生活環境の整備	65
第7章 目標事業量	66
【1】サービス目標事業量の算出について	66
【2】保育サービス等の概要	67
【3】サービス目標事業量	68
参考資料	69
1．ニーズ調査結果の概要	69
2．委員会資料	82

第 1 章 計画の概要

【 1 】 計画策定の背景と目的

わが国は、急速に少子高齢化が進行しています。それは晩婚化，晩産化，未婚化の進行などが主な原因としてあげられますが，子育ての経済的負担感等による子どもを持つことへのためらいなど，社会環境の変化に伴うさまざまな要因も顕在化してきました。少子化の進行が継続すれば，将来的に労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の増大，それに伴う子どもの社会性や自主性の低下など，社会全体を巻き込んだ深刻な影響が予測されます。

国では，平成 15 年（2003 年）7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し，次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を，迅速かつ重点的に整備するよう定めています。

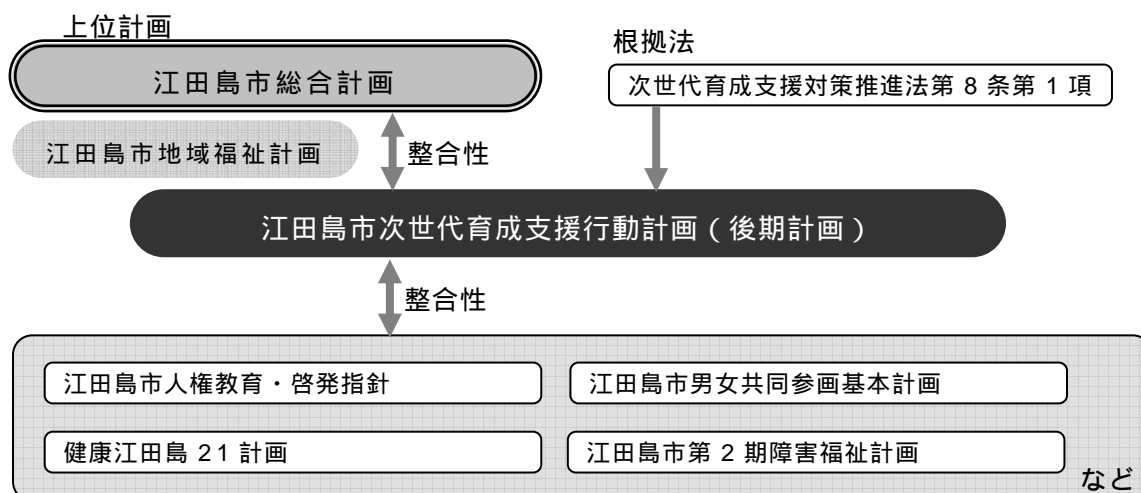
この法律に基づき，本市では平成 16 年度（2004 年度）に「江田島市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し，次代を担う子どもたちの健やかな育ちや自立を促し，加えて子育て家庭を支援するとともに，子育て支援社会の形成を目的として，これまでに様々な子育て支援施策を積極的に推進してきました。

本計画は，前期計画の策定から 5 年目を迎え，これまでの施策の進捗状況を点検・評価しつつ，国で示された指針などを加味したうえで，より効果的な取組みを計画的に推進するための見直しを行い，後期計画として策定するものです。

【 2 】 計画の位置づけ

本計画は，次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき，すべての子育て家庭を対象として，本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

本計画は，様々な分野の取組みを総合的，一体的に進めるため，上位計画である「江田島市総合計画」をはじめ，「江田島市地域福祉計画」，さらに「江田島市人権教育・啓発指針」「健康江田島 21 計画」「江田島市男女共同参画基本計画」「江田島市第 2 期障害福祉計画」等の諸計画との整合性を図りながら定めています。



【 3 】 計画の期間

本計画の期間は、「次世代育成支援対策推進法」で次世代育成支援に集中的また計画的に取り組むよう定められた 10 年間の後期にあたり，平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間とします。

平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
前期計画期間									
				見直し	後期計画期間				

【 4 】 計画の策定方法

1. 市民意見の反映

子育てに関する現状や生活実態，本市の施策に関する意見や要望などを把握するため，未就学児童及び小学校児童を持つ保護者に対するアンケート調査を平成 21 年（2009 年）2 月に実施し，皆さんから寄せられた意見やニーズを把握し，民意の反映に役立てました。

ニーズ調査の概要

	就学前児童対象ニーズ調査	小学校児童対象ニーズ調査
調査地域	江田島市全域	
調査対象	市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭	市内に居住する小学生の子どもがいる家庭
抽出方法	全数調査	
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	
調査期間	平成21年（2009年）2月6日（金）～2月20日（金）	
配布数	1,019件	1,043件
有効回収件数 （有効回収率％）	383件（37.6％）	365件（35.0％）
	合計2,062件配布～748件回収（36.3％）	

2. 策定体制

策定に当たっては，関係者の意見を十分に反映させるため，庁内推進組織である「江田島市次世代育成行動計画庁内推進会議」で協議，検討を行うとともに，子育てに関する団体や保護者会などの代表者，学識経験者等により構成される「江田島市保健福祉審議会次世代育成部会」を開催し，十分な検討を行いました。

さらに，保育園の園長，及び主任保育士の会議で，ヒアリングを行い，現場の「声」をくみ上げ，参考としています。

第2章 計画の背景

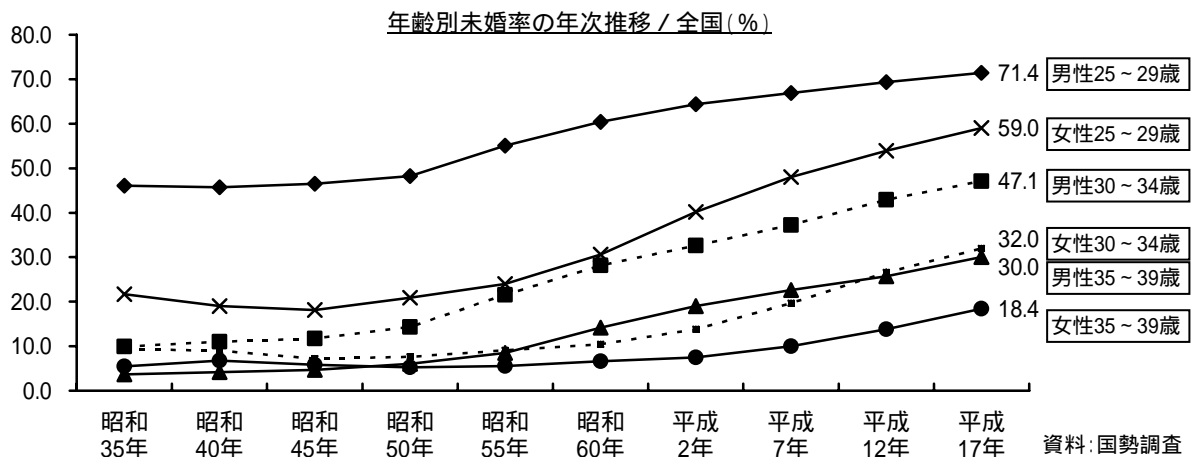
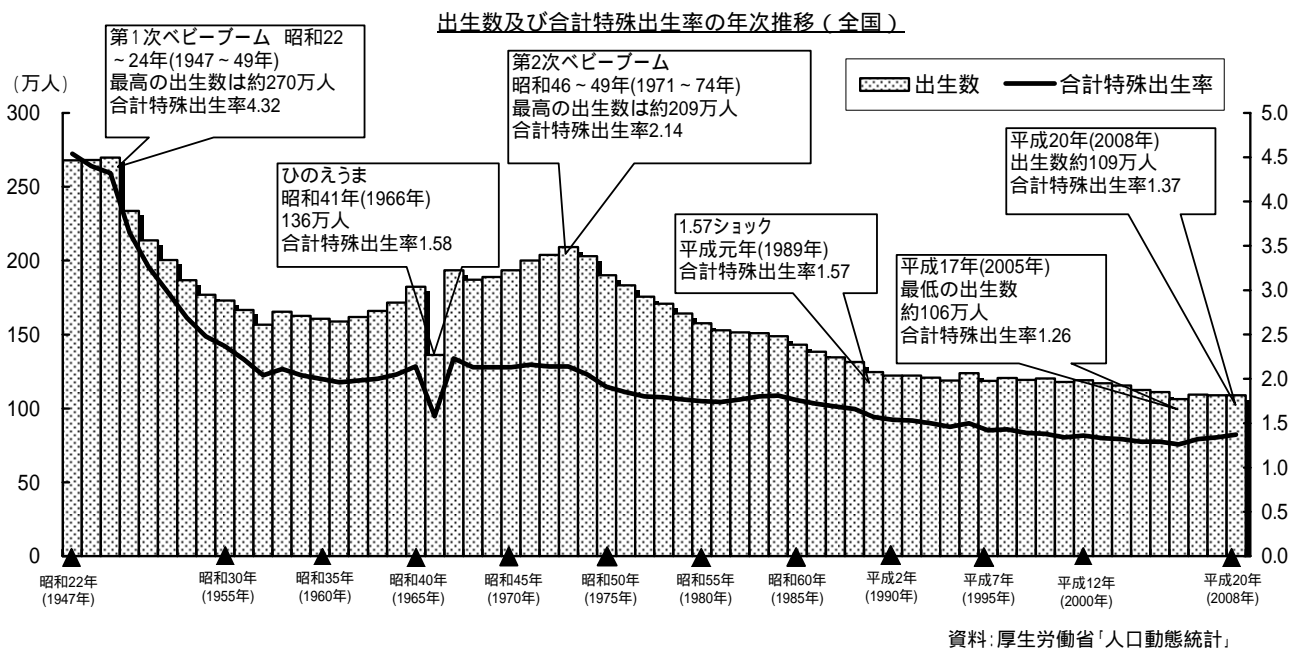
【1】少子化の現状

わが国の平成20年(2008年)の出生数は、約108万8千人(前年は約109万人)で、合計特殊出生率は1.37(前年は1.34)となっています。

年少人口(0~14歳の人口)は、出生数の減少により、第2次ベビーブーム以後、減少傾向が続き、平成9年(1997年)には、高齢人口(65歳以上)よりも少なくなっています。

総務省の「人口推計(平成20年(2008年)10月1日現在)」によると、年少人口は、約1,717万6千人(総人口に占める割合は13.5%)であるのに対し、高齢人口は約2,821万6千人(同22.1%)となっており、ますます少子高齢化が進行しています。

一方、平成17年(2005年)の総務省の「国勢調査」によると、25~39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇し、男性では25~29歳で71.4%、30~34歳で47.1%、女性では25~29歳で59.0%、30~34歳で32.0%となっており、晩婚化が進行しています。



【 2 】 少子化対策の動向

少子化の進行に歯止めがかけられない中、少子化対策の抜本的な拡充、強化のために、平成 18 年（2006 年）6 月に少子化社会対策会議で「新しい少子化対策について」が決定されました。

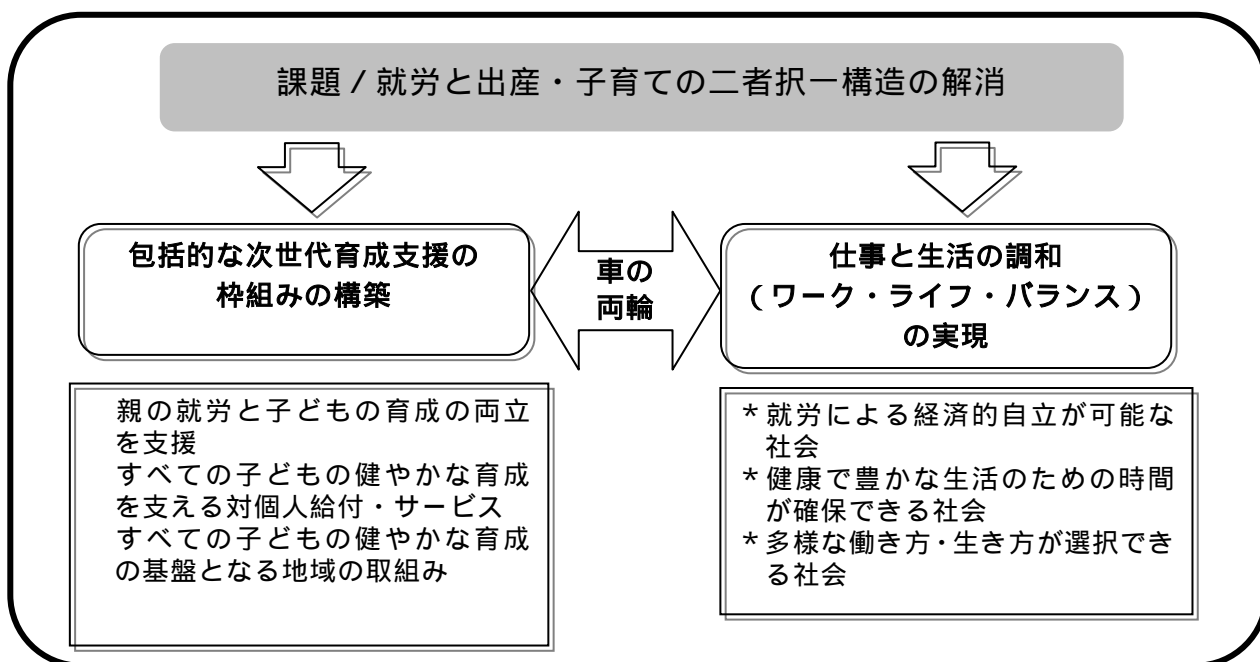
このような国の動向を踏まえ、設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が重要であるかに焦点を当てて検討が進められ、その重点戦略を平成 19 年（2007 年）12 月に取りまとめています。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を“車の両輪”として進めていく必要があるとしています。

このうち「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成 19 年（2007 年）12 月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

この憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活をするための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すとして、企業と働く人、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げています。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の概要



【 3 】次世代育成支援対策推進法について

「次世代育成支援対策推進法」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組みを促進することを目的に、10年間の時限立法として平成15年(2003年)7月に成立しました。

この「次世代育成支援対策推進法」では、わが国の急速な少子化の進行等を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境を整備するため、次世代育成支援に関する基本理念を定めています。

次世代育成支援対策推進法に定める「基本理念」

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

【 4 】国の基本方針について

平成15年(2003年)8月に国で示された「次世代育成支援地域行動計画策定指針」では、計画策定に関する基本的事項として8つの視点が示されましたが、今回の見直しに際しての基本的な視点としては、「仕事と生活の調和実現の視点」が新たに追加されました。

～市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点～

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和実現の視点
- (6) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (8) サービスの質の視点
- (9) 地域特性の視点

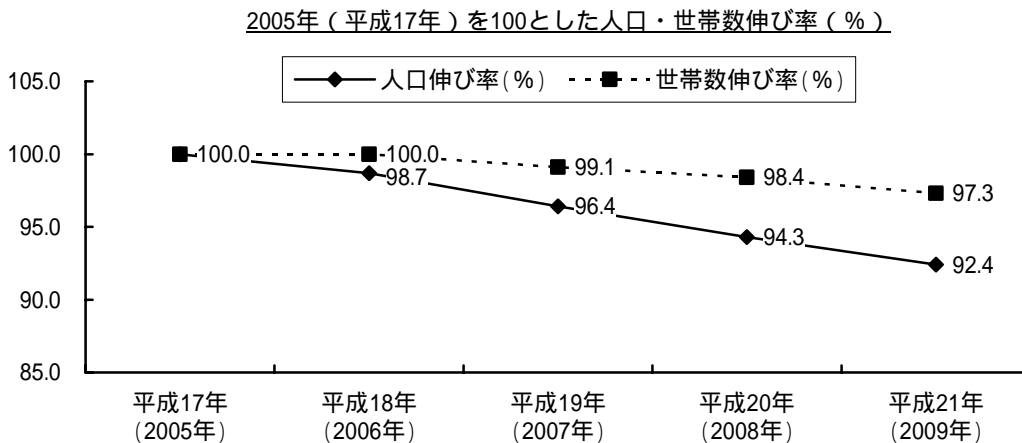
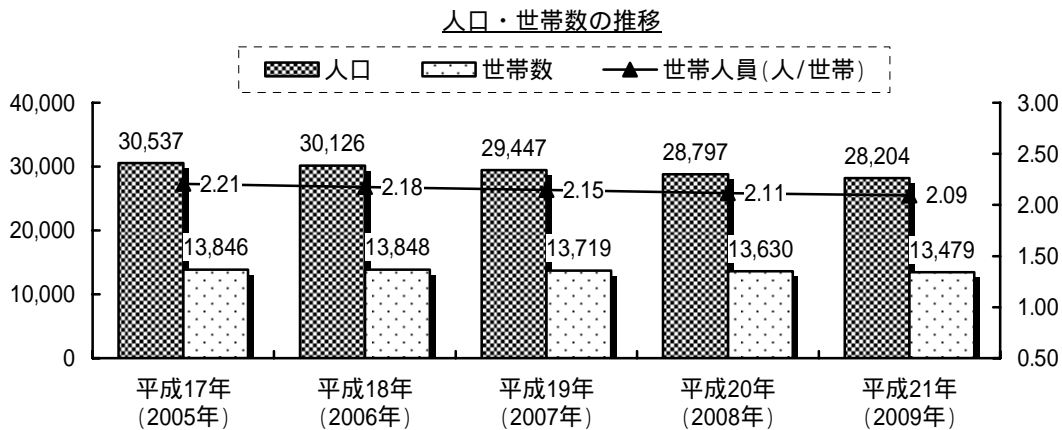
第3章 本市の子育てをめぐる状況

【1】人口・世帯の状況

1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成21年(2009年)3月現在約2万8千人、世帯数は約1万3千世帯となっています。1世帯当たりの「世帯人員」は、2005年(平成17年)の2.21人から2.09人へと緩やかに小家族化傾向にあります。

これは、近年人口の減少率が、世帯数の減少率よりも大きく推移していることが要因となっています。



人口・世帯数の推移

	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)
人口	30,537	30,126	29,447	28,797	28,204
世帯数	13,846	13,848	13,719	13,630	13,479
世帯人員(人/世帯)	2.21	2.18	2.15	2.11	2.09
人口伸び率(%)	100.0	98.7	96.4	94.3	92.4
世帯数伸び率(%)	100.0	100.0	99.1	98.4	97.3

資料:住民基本台帳各年3月末現在

2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡からみる「自然動態」は近年マイナスを示しています。つまり死亡人数が出生人数を上回っている状態にあります。また転入・転出からみる「社会動態」も同様に、転出が転入を上回りマイナスとなっています。平成20年度(2008年度)では、自然動態がマイナス333人、社会動態がマイナス329人と両者ほぼ同数で、合計662人の人口減少となっています。

人口動態の推移

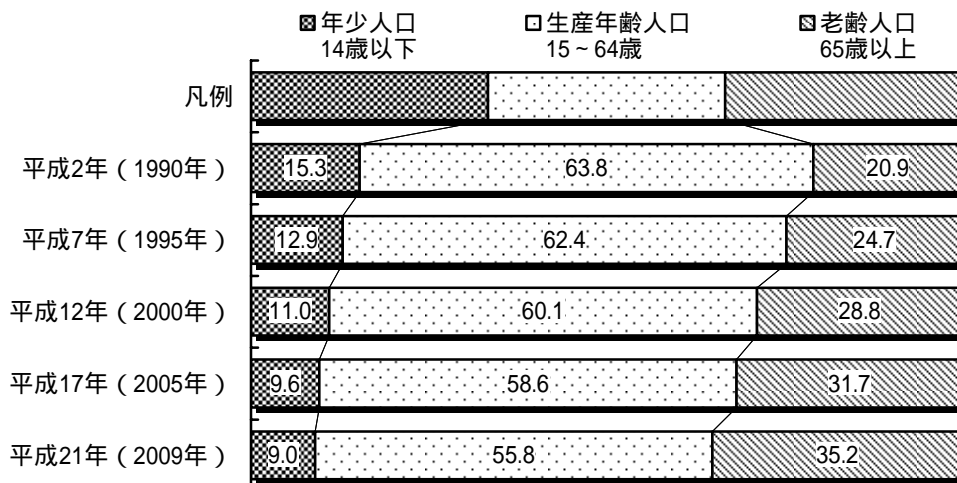
	自然動態			社会動態		人口動態 (合計)
	出生	死亡		転入	転出	
平成16年度(2004年度)	161	426	-265	1,684	2,012	-328
平成17年度(2005年度)	174	477	-303	1,764	1,933	-169
平成18年度(2006年度)	161	483	-322	1,591	1,973	-382
平成19年度(2007年度)	153	491	-338	1,549	1,837	-288
平成20年度(2008年度)	136	469	-333	1,366	1,695	-329

資料:住民基本台帳各年3月末現在

3. 年齢別人口の推移

本市の年齢3区分別人口構成をみると、平成2年(1990年)では15.3%を占めていた「年少人口比(14歳以下)」は、平成21年(2009年)で9.0%に減少し、一方で、高齢化率(高齢人口比)は35.2%を越える勢いで推移し、本市でも顕著に少子高齢化が進行しています。

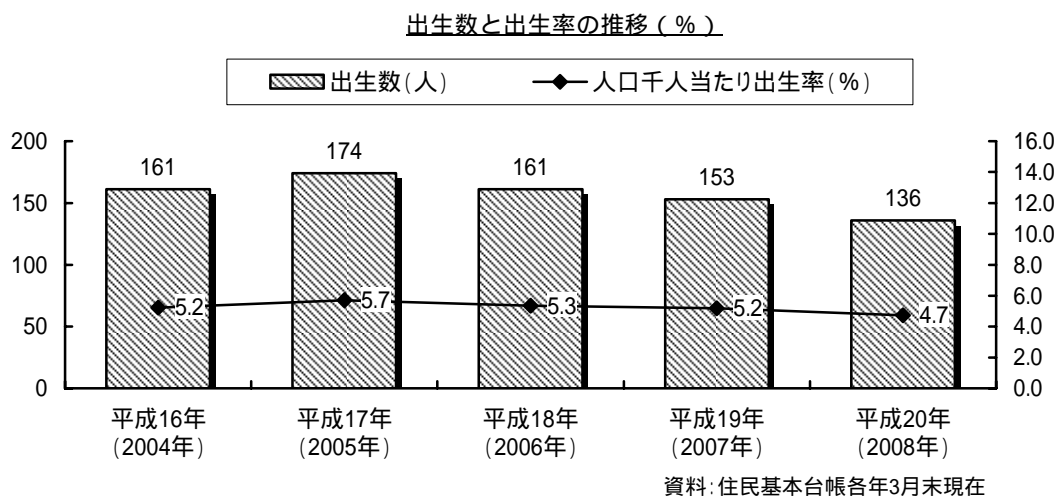
年齢3区分別人口構成比(%)



資料:国勢調査/但し、平成21年(2009年)は住民基本台帳です

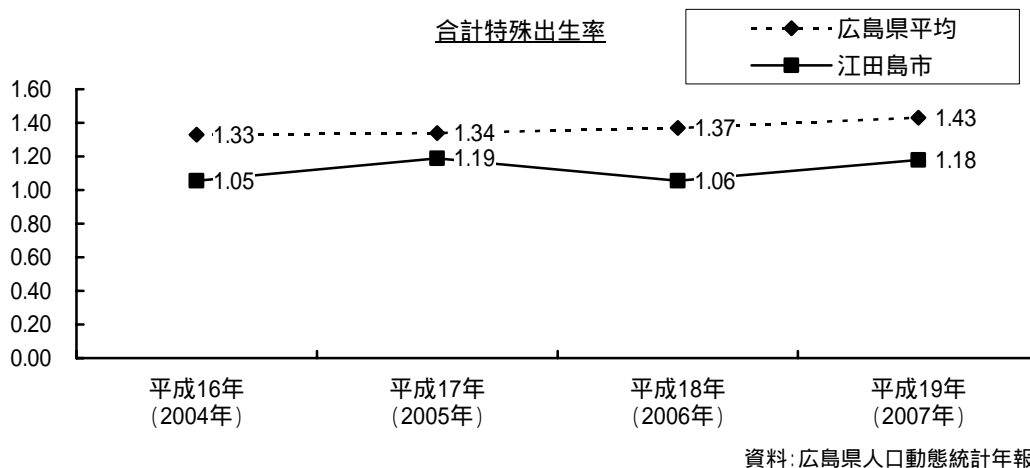
4. 出生数の推移

出生者数は、平成17年(2005年)にやや増加したものの、平成18年(2006年)以降は減少傾向で推移しており、相対的に高齢者層が増える結果となっています。先程に見た世帯人員の小家族化は、高齢者世帯の増加も要因の一つであることが推察されます。



5. 合計特殊出生率

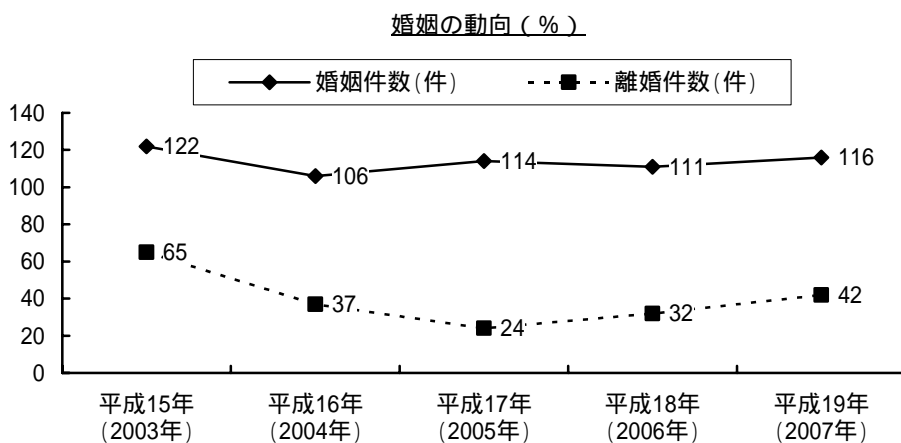
本市の合計特殊出生率は、増減しながら推移しており、平成19年(2007年)では1.18となっており、県の平均を下回って推移しています。



合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率(=母親の年齢別出生数/年齢別の女性の人数)を合計したものです。1人の女子が、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

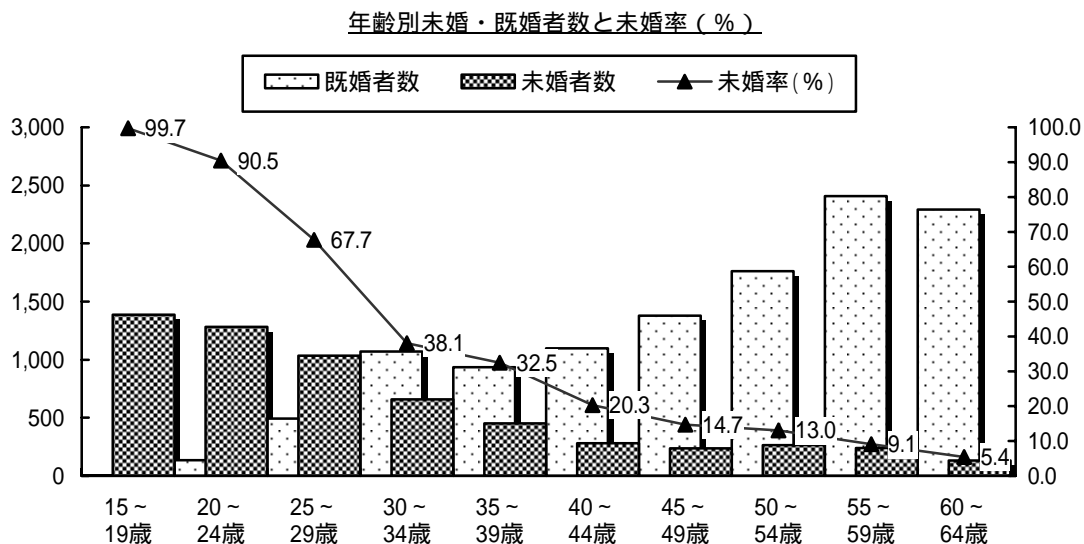
6. 婚姻件数等の推移

本市の婚姻件数は、近年は、年間おおむね 110～120 件程度で大きな変動無く推移し、一方で離婚件数は緩やかながら増加傾向にあります。



資料:人口動態統計

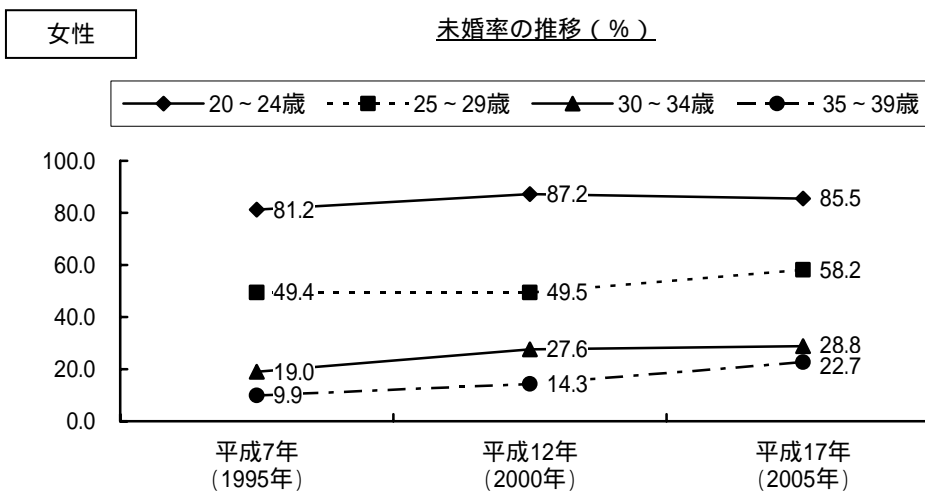
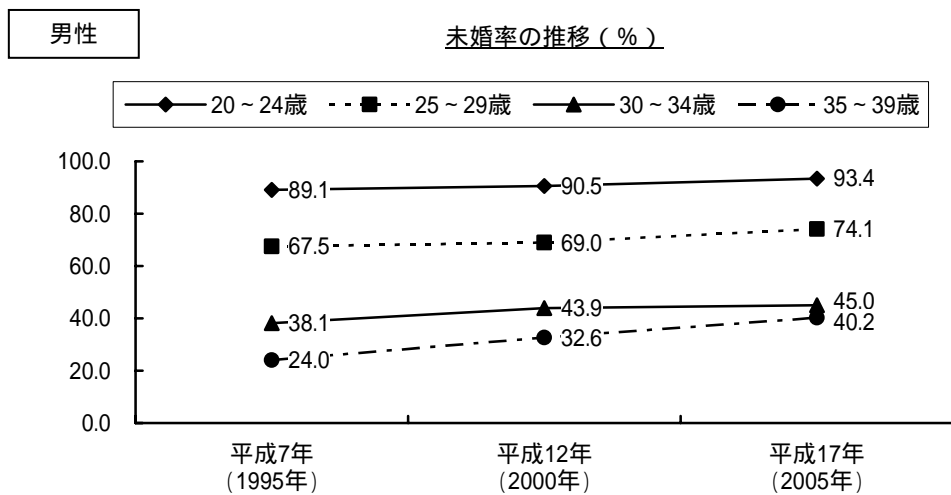
年齢別の未既婚者数をみると、20歳代後半では67.7%の未婚率が、30～34歳では38.1%と、既婚者数と逆転することから、30歳代前半が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。



資料:平成17年(2005年)国勢調査
離別・死別は「既婚」に含んでいます。

男女ともに未婚率は増加傾向で推移しており、特に婚姻の中心的年齢層である「30歳代前半」では、近年男女ともに増加が目立っています。

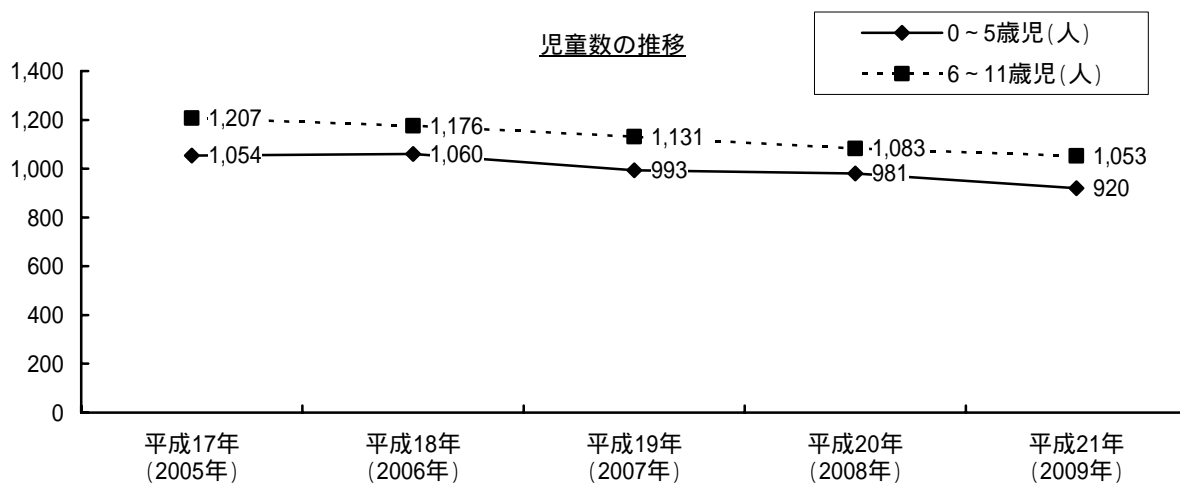
また、女性の場合 20歳代後半の未婚率の増加も目立っています。本市でも、晩婚化が進展している状況にあることがうかがえます。



資料: 国勢調査

7. 児童人口の推移

本市の児童数は、平成21年(2009年)に0～5歳児が920人、6～11歳児が約1,000人となっています。いずれの年齢層も緩やかな減少を示しています。



資料: 住民基本台帳各年3月末現在

児童人口の推移(人)

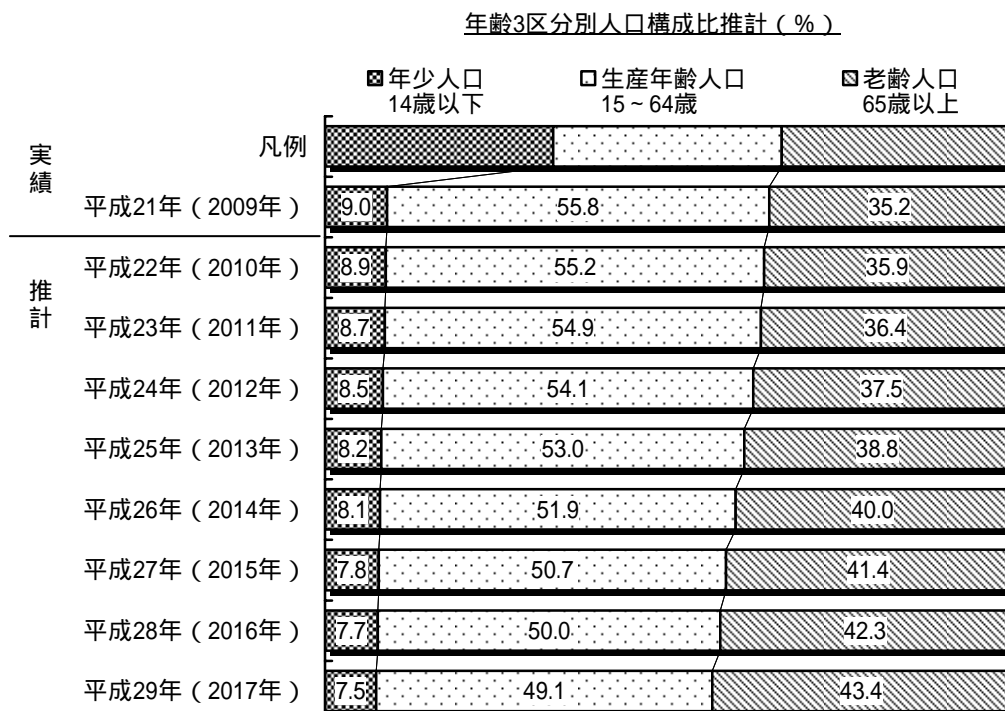
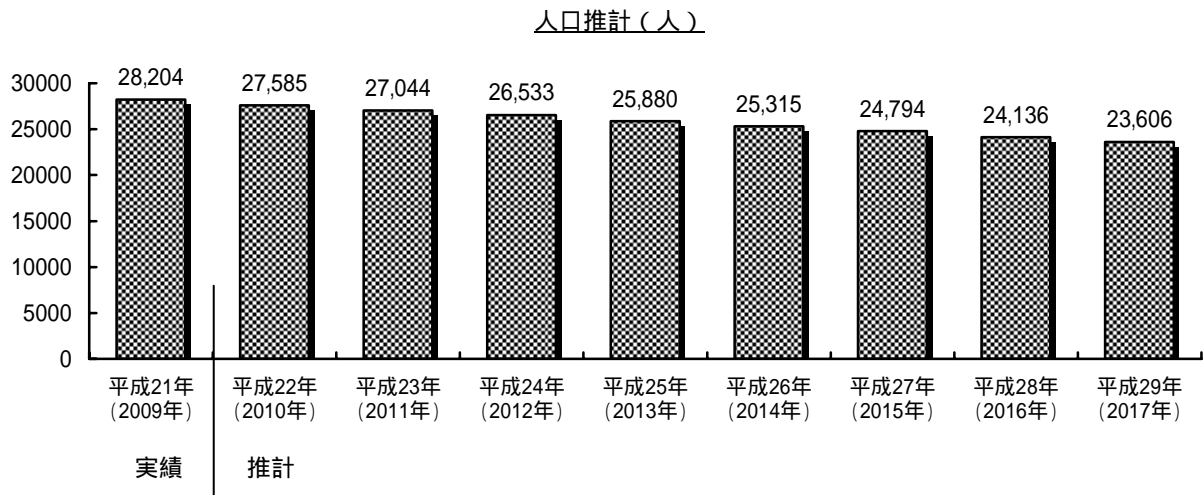
		平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	
0～11歳児合計		2,261	2,236	2,124	2,064	1,973	
0～5歳児小計		1,054	1,060	993	981	920	
0～2歳児小計	0歳	155	171	149	145	138	
	1歳	171	153	164	155	150	
	2歳	197	182	148	174	150	
	3～5歳児小計		531	554	532	507	482
	3歳	162	205	174	147	170	
	4歳	184	165	194	175	140	
5歳	185	184	164	185	172		
6～11歳児小計		1,207	1,176	1,131	1,083	1,053	
6～8歳児小計	6歳	186	187	170	164	177	
	7歳	210	184	183	163	168	
	8歳	201	208	185	179	160	
	9～11歳児小計		610	597	593	577	548
9歳	187	196	203	178	174		
10歳	215	190	200	202	175		
11歳	208	211	190	197	199		

資料: 住民基本台帳各年3月末現在

8 . 人口推計

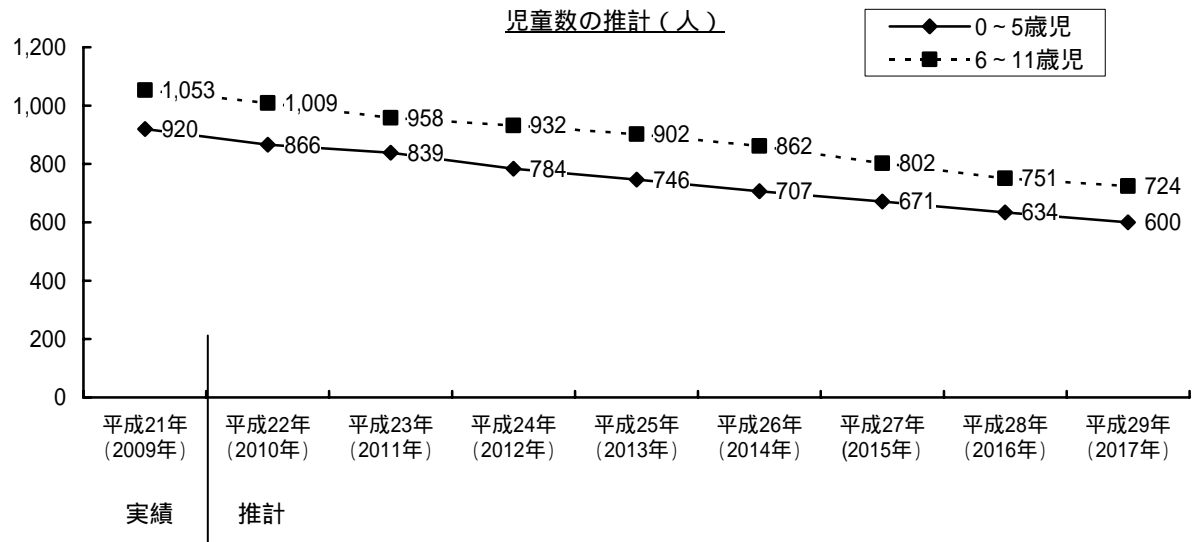
本市の人口推計では、長期的に人口減少が継続し、本計画の目標年次である平成 26 年（2014 年）では 2 万 5 千人程度になると予測されます。

年齢別の構成比で見ると、14 歳以下の年少人口比は今後も緩やかに減少傾向で推移し、高齢人口構成比（高齢化率）は増加傾向で推移していくと予測されます。



人口の推計に当たっては「住民基本台帳」を用いたコーホート要因法によって算出しています。コーホート要因法とは、コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに、すでに生存している人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて出生数を計算し、将来の生存数を求めていく方法です。

本計画の目標年次である平成26年(2014年)では、「0～5歳児(就学前児童)」が約700人、「6～11歳児(小学校児童)」が約860人と推計されます。



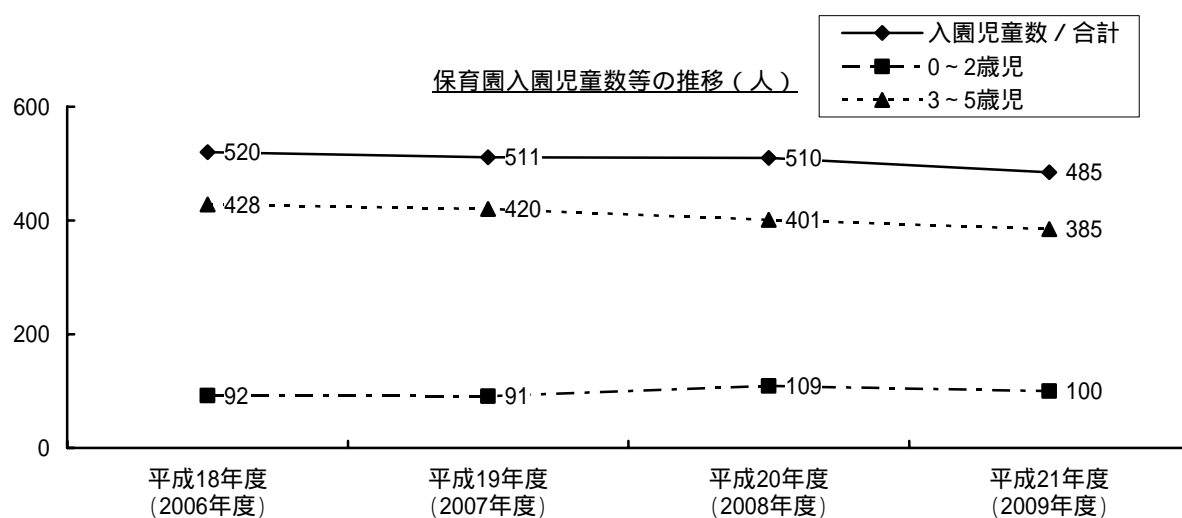
このように本市では、総人口は減少、子どもの人口も減少、一方で高齢者人口は益々増加していくという推計結果となり、少子化の中でよりきめ細やかな子育て支援施策の充実が望まれます。

【 2 】 保育・幼児教育の状況

1. 保育園入園児童数の推移

本市の保育園入園児童数は、平成21年度(2009年度)4月1日現在で0～2歳児が100人、3～5歳児が385人、合計で485人となっており、前年度に比較して減少傾向で推移しています。

保育園の定員数に対する入園児童数の割合は、平成21年度(2009年度)73.5%となっています。保育園の統廃合により定員数が年々減少しているために、定員に対する入園児童数の割合は増加傾向にあります。



資料: 江田島市調べ

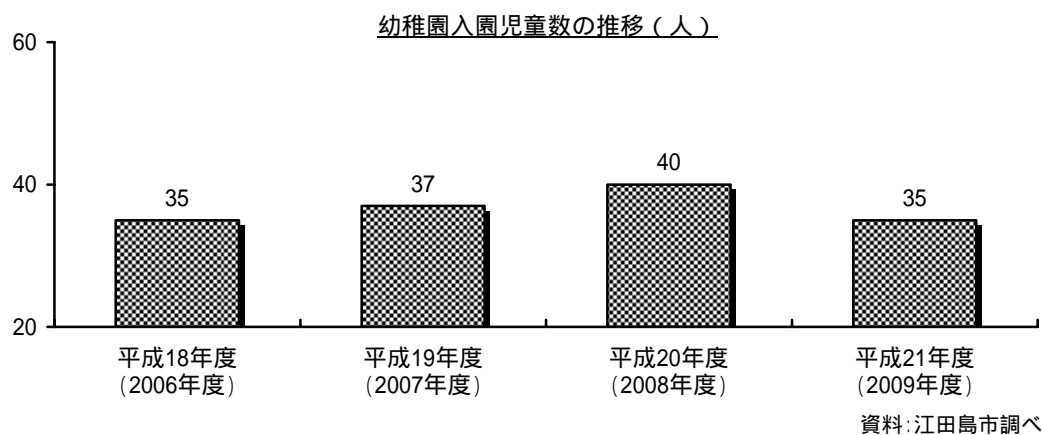
保育園入園児童数等の推移

	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
保育園数(園)	14	13	12	11
定員数(人)	750	720	690	660
入園児童数(人)	520	511	510	485
定員に対する入園率(%)	69.3	71.0	73.9	73.5
0歳児	3	1	5	8
1歳児	31	41	38	34
2歳児	58	49	66	58
3歳児	135	112	96	120
4歳児	142	162	144	120
5歳児	151	146	161	145
参考 / 0～5歳児人口(人)	1,060	993	981	920

資料: 江田島市調べ

2. 幼稚園児童数の推移

本市の幼稚園入園児童数は、平成21年度(2009年度)で35人となっており、前年度に比較して減少しています。定員に対する入園率は50%台で推移しています。



幼稚園入園児童数等の推移

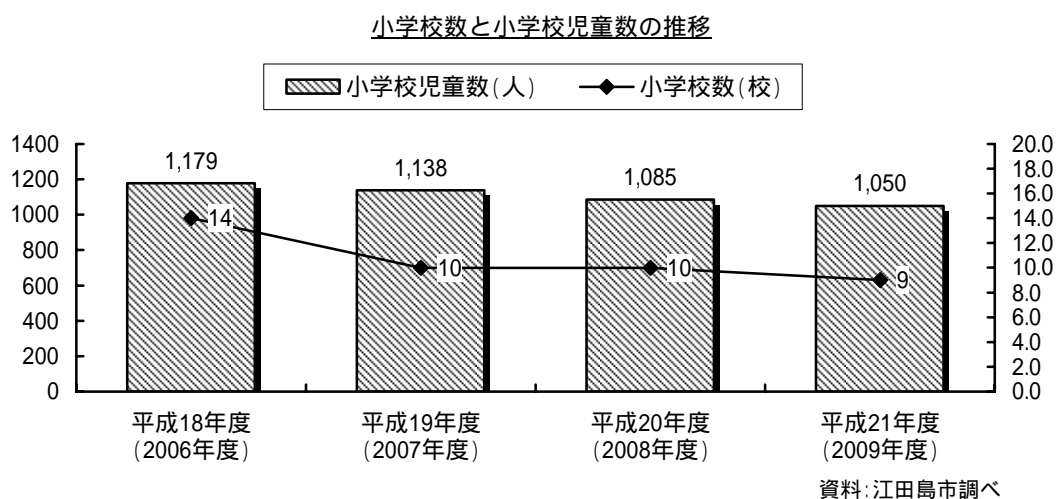
	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
幼稚園数 / 公立(園)	1	1	1	1
定員数(人)	70	70	70	70
入園児童数(人)	35	37	40	35
定員に対する入園率(%)	50.0	52.9	57.1	50.0
4歳児	13	22	23	13
5歳児	22	15	17	22
参考 / 4~5歳児人口(人)	349	358	360	482

資料: 江田島市調べ

【3】学校教育の状況

1. 小学校数・児童数の推移

本市の小学校児童数は、平成21年度(2009年度)1,050人となっており、年々減少傾向で推移しています。小学校数は、平成21年度(2009年度)現在9校です。教員1人当たりの児童数は、平成21年度(2009年度)では8.2人となっています。



小学校の状況

	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
小学校数(校)	14	10	10	9
教職員数(人)	149	131	135	128
児童数(人)	1,179	1,138	1,085	1,050
切串小学校	97	95	80	76
津久茂小学校	63	-	-	-
宮ノ原小学校	36	-	-	-
江田島小学校	164	299	276	274
小用小学校	43	-	-	-
高田小学校	76	73	69	69
中町小学校	110	115	110	98
鹿川小学校	113	112	112	114
沖小学校	25	-	-	-
三高小学校	93	89	94	91
大古小学校	176	172	185	211
大君小学校	40	42	41	-
柿浦小学校	77	73	61	59
飛渡瀬小学校	66	68	57	58
教員1人当たりの児童数(人)	7.9	8.7	8.0	8.2

資料:江田島市調べ

2. 放課後児童クラブ

本市では、保護者が昼間仕事などで家庭にいない小学校児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを実施しています。平成20年度（2008年度）では9箇所を実施しています。

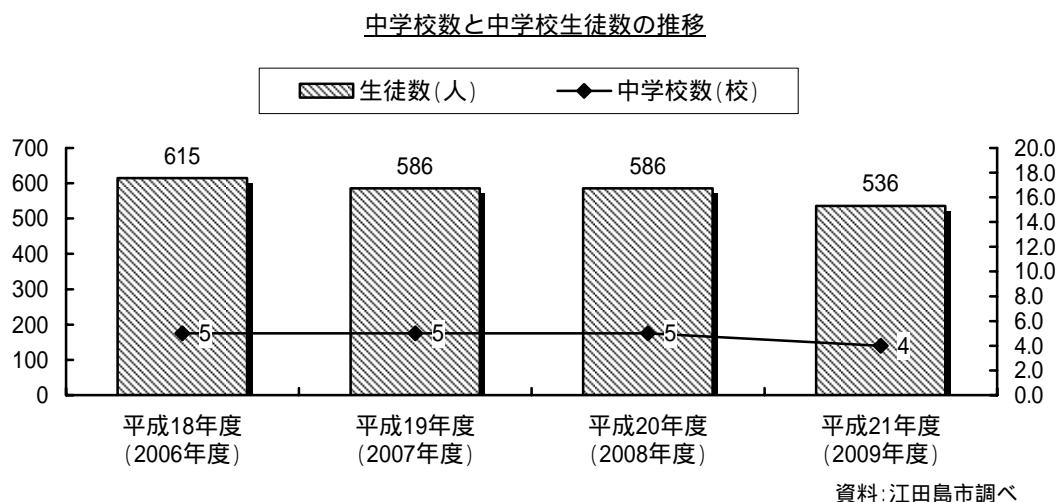
放課後児童クラブ数等の状況

	実施場所	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
学級数(クラブ数)		11	10	9
利用児童数(人)		190	240	207
切串留守家庭子ども会いるかクラブ	切串小学校	9	13	12
学童保育つばめ子ども会	江田島小学校	10	32	31
高田児童クラブ	高田児童館	36	30	22
なかよし児童クラブ	中町児童館	24	29	21
わんぱくクラブ	鹿川小学校	25	44	33
三高児童クラブ	三高小学校	26	30	35
大古児童会	大古小学校	11	14	23
あけぼの児童会	厚生文化センター	18	20	15
あけぼの児童会	楠田会館	8	8	-
ひとのせ児童会	飛渡瀬老人集会所	14	20	15
いちごクラブ	宮ノ原コミュニティホーム	9	0	-

資料：江田島市調べ

3. 中学校数・生徒数の推移

本市の中学校生徒数は、平成21年度(2009年度)536人となっており、前年度と比較して減少しています。中学校数は、平成21年度(2009年度)現在4校です。



中学校の状況

	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
中学校数(校)	5	5	5	4
教職員数(人)	64	90	85	69
生徒数(人)	615	586	586	536
切串中学校	46	46	46	-
江田島中学校	170	156	156	173
能美中学校	173	173	173	181
三高中学校	31	29	29	44
大柿中学校	195	182	182	138
教員1人当たりの生徒数(人)	9.6	6.5	6.9	7.8

資料:江田島市調べ

第4章 計画の基本的な考え方

【1】次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念

「江田島市総合計画」(平成18年度(2006年度)策定)では、将来の都市像を「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」とし、まちづくりの方向の一つとして「健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、その具体的な施策の柱として「子育て環境の充実」を推進しています。

また、この総合計画では「学びと子育て充実プロジェクト」を主要プロジェクトの一つとしても位置付け、本市の地域資源を活かしながら生きる力を育む場の充実や教育環境の整備、子育て環境づくりの充実などや子育て支援施策を推進しています。

平成20年度(2008年度)に策定しました「江田島市地域福祉計画」は、本計画の上位に位置付けられ、「“お互いさま”でつながる 新たなえたじまコミュニティ」を基本理念として、保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制の充実やネットワークづくりを推進しています。

本計画は、この総合計画、地域福祉計画の子育て支援に係る「部門計画」の役割を担うとともに、本市の重要施策の一つとして位置付けられています。

前期計画では、基本理念を『子どもの夢を育み、まちの明日を拓く「子育て応援都市・えたじま』』と掲げ、家庭、地域、行政等が一体となって取組んできました。

このたび策定する後期計画では、前期計画の点検・評価を踏まえ、前期で掲げた「基本理念」を、実情にあわせて、具体的な行動を推進することを目的に、改めて『～健やかな子どもの育成をめざして～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまちえたじま』と掲げて推進します。

江田島市総合計画

自然との共生・都市との交流による
『海生交流都市』えたじま



まちづくりの
展開方向(福祉部門)

健康で安心して暮らせるまちづくり
～主要プロジェクト/学びと子育て充実プロジェクト～



江田島市地域福祉計画

“お互いさま”でつながる
新たな えたじまコミュニティ



前期計画の基本理念

子どもの夢を育み、まちの明日を拓く「子育て応援都市 えたじま」



次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本理念

～健やかな子どもの育成をめざして～
地域で見守り 支えあう
子育てにやさしいまち えたじま

この基本理念は、子どもの健やかな成長と自立を応援するとともに、子どもを安心して産み育てられ、心豊かに育つまちづくりを、地域ぐるみで推進し実現していくことを意図しています。

【 2 】次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本目標

本市の前期計画では、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進してきました。

前期計画の
3つの基本目標

- 1．すべての子どもの健やかな育ちと自立を応援するまちづくり
- 2．子どもを安心して生み育てられるまちづくり
- 3．全市的な連携による安心できる子育て環境づくり

前期計画が策定された後、核家族化・小家族化や晩婚化・未婚化の進行、女性就業者、就業希望者の増加など、子育て家庭を取り巻く社会環境は日々変化しています。

本計画では、前期計画の点検・評価、事業の進捗状況を踏まえて、現況課題に適切に対応できるよう、総合的に見直し、更に発展・充実した取り組みが必要です。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境づくりを実現するため、ニーズ調査結果や保育園園長・主任保育士のヒアリング調査結果、国の動向などを踏まえ、改めて次のような基本目標を定めて計画を推進します。

後期計画（本計画）の基本目標

- 1．子育てを応援するまちづくり
- 2．健やかに生み育てられる環境づくり
- 3．子どもの生きる力を育む環境づくり
- 4．子育てと仕事の両立を支援する環境づくり
- 5．援助が必要な子どもを支援する環境づくり
- 6．子どもにやさしいまちづくり

基本目標 1 . 子育てを応援するまちづくり

関係機関が連携して、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを育てる意識を啓発するとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える様々な負担の軽減に努めていきます。さらに、子育て家庭を取り巻く多様な地域資源やネットワークの力が、十分に発揮できる仕組みづくりを目指します。

基本目標 2 . 健やかに生まれてられる環境づくり

安心して子どもを生まれてることができるよう、母子保健事業の推進と合わせて、情報提供や相談の機会を充実し、母親の不安解消を図る環境づくりを目指します。

基本目標 3 . 子どもの生きる力を育む環境づくり

子どもの生きる力を育成するため、知識・技能だけでなく、学ぶ意欲、思考力、表現力などを含めた確かな学力の向上を目指します。

また、文化・スポーツ活動等の充実による豊かな心と健やかな体の育成を推進し、生きる力を育む環境づくりを目指します。

基本目標 4 . 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

少子化対策の大きな視点として、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みの一つとして非常に重要です。育児休業制度等の普及啓発をはじめ、関係機関との連携による子育てと仕事との両立を支援する環境づくりを目指します。

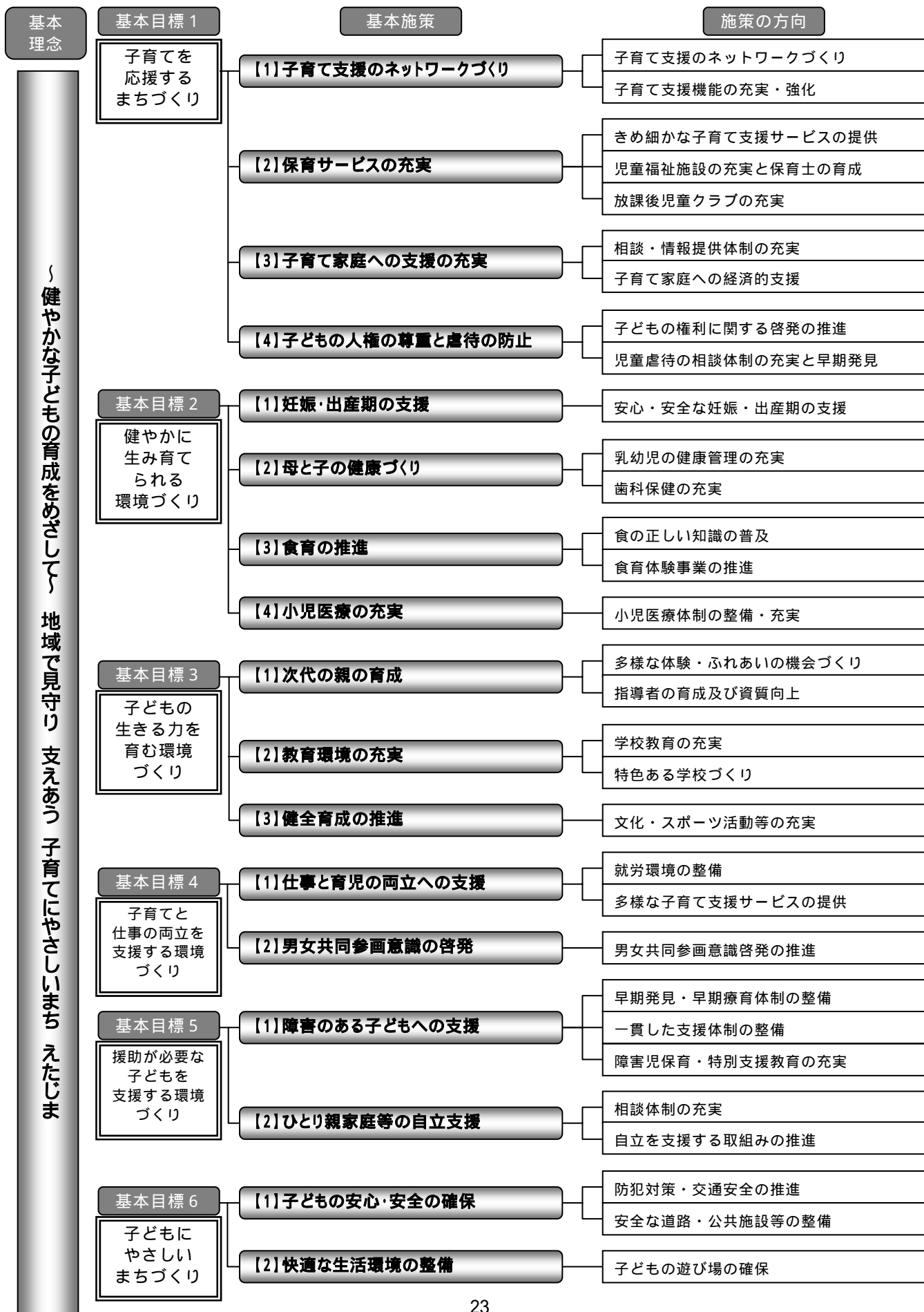
基本目標 5 . 援助が必要な子どもを支援する環境づくり

社会的に援助を必要とする子どもへの対策など、子どもの抱える背景の多様化に十分対応できるように、あらゆる立場にある「すべての子ども」に対する支援環境の充実を目指します。

基本目標 6 . 子どもにやさしいまちづくり

子どもや保護者が安心して外出できるよう、公共施設や交通機関等のバリアフリー化をはじめ、子どもを交通事故から守るための運動や子どもが犯罪等に巻き込まれない、安全・安心で子育て家庭にやさしいまちづくりを目指します。

【3】施策の体系



第5章 計画の推進方策

【1】計画の推進に当たって

本計画は、「子ども」を中心に、本市で暮らし、活動する全ての人や組織を対象にした、次世代を育成するための施策を体系的に位置づけるものです。

子どもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、子どもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としています。その範囲は、福祉・保健・医療から教育、労働、防犯・まちづくりなど行政全般にわたっています。

本市で育つ全ての子どもが、本市をふるさととして愛し、次代を担うたくましい子どもに成長するための環境の整備は、行政だけの取組みではなく、関係諸機関や事業者、さらには地域の人々の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要で、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らが子どもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。

このような地域の連携と行政との『協働のまちづくり』によって、次代を担う子どもの健やかに育つ環境づくりを積極的に推進することができます。

この『協働のまちづくり』に基づき、本計画では、「家庭の役割」「地域の役割」「行政の役割」をそれぞれ掲げ、それぞれの立場や認識のもとで市民、関係諸機関との協働体制、庁内の体制づくりをより一層強化し、計画を推進していきます。

【 2 】 家庭・地域・行政の役割

1．家庭の役割

保護者が子育てについての「第一義的責任を有する」という認識を持ち，子育てを人や施設任せにするのではなく，子どもが心身ともに健やかに成長するように，親子のふれあいに努める。

地域の行事や活動などに積極的に参加するとともに，あいさつなどから始める，お互いの「顔」が見える地域とのふれあいに努める。

子どもの個性や能力を伸ばし，基本的な生活習慣や社会の規範などを，家庭の日常生活の中で身につけさせるよう努める。

父親が積極的に子育てに関わるなど，男女が協力して家庭を築くよう努める。

2．地域の役割

「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち，子どもの見守りや生活・社会環境の整備など，地域ぐるみの子育て意識の向上に努める。

地域の関係団体や高齢者，ボランティア等が連携し，長年の知恵や技術，生活・伝統文化など，子どもたちに多様な体験活動の機会やふれあいの場を提供し，積極的に子育てへの参加・参画に努めるなど，協働のまちづくりを進める。

事業所では，育児休業制度などの普及・推進を図るとともに，制度が利用し

3．行政の役割

本市は，本計画に沿って次世代育成支援対策を総合的・計画的にまた，地域の実情やニーズに対応した施策・事業を推進する。

本計画の着実な推進のために，施策・事業の実施状況を適宜把握し，新たな問題点や課題への対処や事業の評価，再検討などを行う継続的な取組体制を強化する。

本計画は，「児童福祉」だけに限らず施策の総合的な展開を目指すものであるため，各部署や関係諸機関との連絡調整や連携強化に努める。

本計画の推進に当たっては，「江田島市次世代育成行動計画庁内推進会議」を随時に開催し，庁内の事務事業評価等の定期的な計画の進捗状況のチェックを推進する。

第6章 行動計画

【基本目標1】子育てを応援するまちづくり

【基本施策1】子育て支援のネットワークづくり

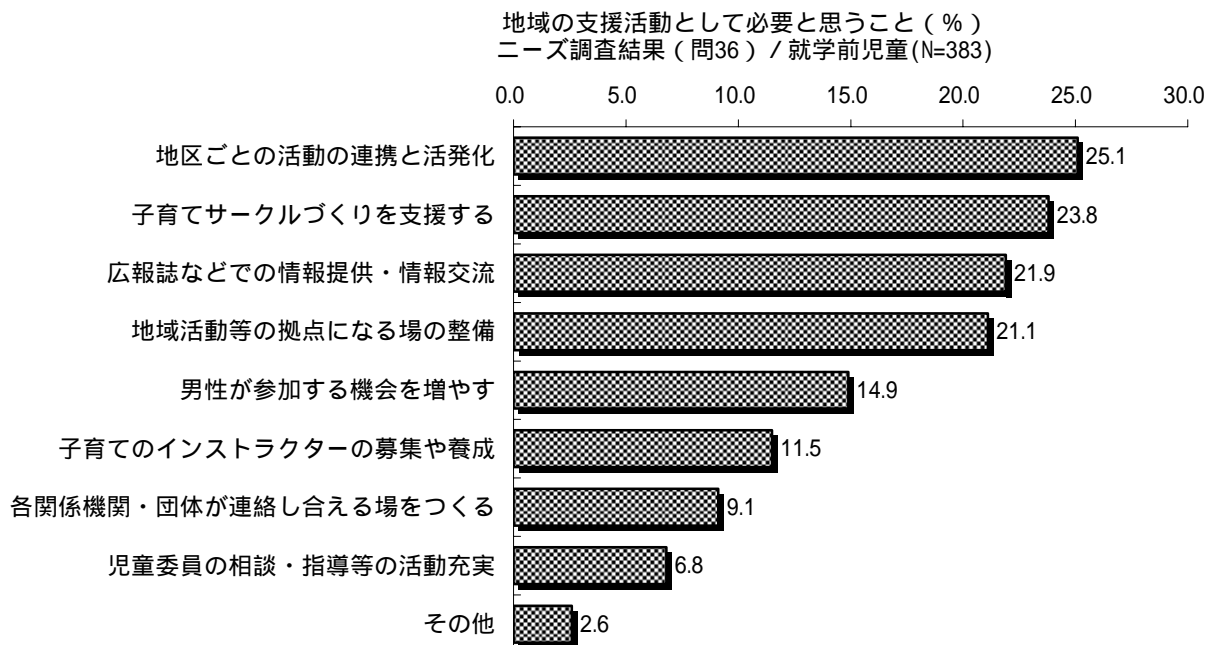
現状と課題

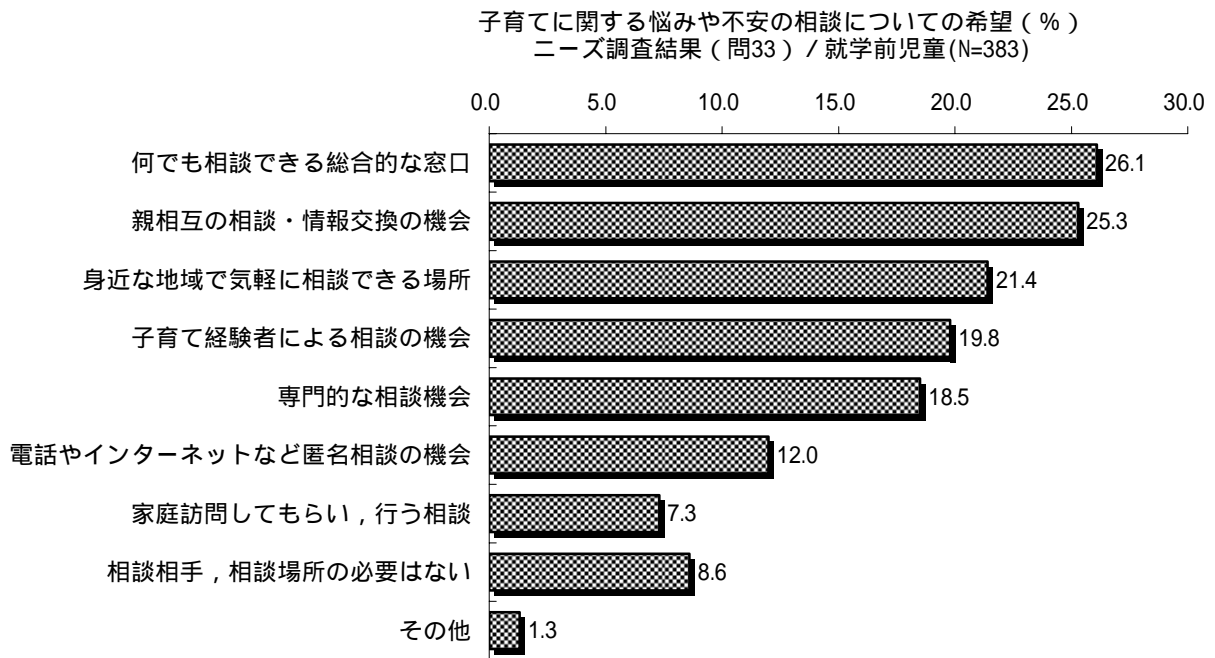
本市では、これまで家庭・地域が連携を深めるとともに、すべての人が協力しながら子育てを支援するため、地域の連携と行政との協働の体制づくり、仕組みづくりを推進してきました。

島であることから、地域住民のつながりは都市部に比較し、強い特性はありますが、少子高齢化の進行により核家族化や近所づきあいの希薄化も進んでいます。地域全体で子育てを進めるためには、お互いの顔が見える関係づくりが必要です。

ニーズ調査結果では、必要とされる地域の支援活動の回答では、「地区ごとの活動の連携と活発化」「子育てサークルづくりを支援する」がほぼ同割合で上位にあがっており、地域活動の連携が強く求められています。

また、子育てに関する相談相手の希望の回答は、「何でも相談できる総合的な窓口」「親同士の相談、情報交換の機会」「身近な地域で気軽に相談できる場所」が上位3位にあがっており、相談や交流の場に対するニーズが非常に高くなっています。





保育園の園長・主任保育士のヒアリング結果では、働く親が増えたことにより、地域と親が関わる機会が減少し、子育て中の親が孤立してしまうことも心配されており、地域の子育て支援の情報や相談窓口、団体等の情報をネットワーク化の必要性が強く望まれています。

本市では、平成20年（2008年）5月、『江田島市子育て支援センター（にこにこハウス）』を開設し、保健師、保育士、母子自立支援員兼家庭相談員を配置し、育児相談、発達相談、児童虐待等、専門性の高い相談や子育てに関する情報提供を行っています。今後も子育て支援センターの機能を充実し、様々な子育てネットワークづくりを推進していく必要があります。

施策の方向

1. 子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援の情報や相談窓口，団体等の情報を集約しながら子育てを地域全体で取組むネットワークづくりを推進し，市民の子育て支援の機運を高めていきます。

主な取組	取組の内容	担当課
子育て意識の啓発	<p>隣近所の温かい交流で支え合うコミュニティづくりに向けて，声かけやあいさつ，近所づきあいや見守りなどを大切にする地域づくりを推進し，全市的に地域福祉に関する意識向上を図ります。</p> <p>子育てに関わるあらゆる人や機関が，行政と協働して子どもの育ちを見守り，支えていくという意識の醸成に向けた様々な啓発活動を推進します。</p>	全部局
子育て支援サークルの育成・支援	<p>子育ての悩みや不安解消，仲間づくりを目的とした自主的な子育てサークルの育成・支援に努めます。</p>	子育て支援センター
家庭教育支援事業	<p>子育て・親育ち講座などの「子育てサポート講座」を開催し，地域で子育てしやすい環境づくりを目指します。</p> <p>子ども会など地域の子どもの健全育成組織の自主的な活動を支援します。</p>	生涯学習課

2. 子育て支援機能の充実・強化

『子育て支援センター（にこ♡にこハウス）』を子育て支援の拠点施設として、その機能の充実を図りながら地域の自主的な活動を支援し、お互いの顔が見える地域見守り体制の構築など子育て支援と子育て環境の充実を目指します。

主な取組	取組の内容	担当課
子育て支援センター運営事業	<p>子育ての悩み相談をはじめ、子育てサークルへの協力など、子育て中の親子が交流し、育児の悩みを解消したりするための出会いの場、遊びの場、学びの場などを総合的に提供し、子育て家庭への育児支援を行います。</p> <p>地域との連携を充実し、世代間交流の場としての活動も推進します。</p> <p>職員体制や支援事業・内容等、より効率的にまた効果的に推進できるよう努めます。</p>	子育て支援センター
園庭開放	<p>保育園の専門的な養育機能を地域に開放し、子育て家庭をはじめ、誰でも参加できる園庭開放の充実に努め、子育てへの相談・助言を図ります。</p>	(保育園)
児童館運営事業	<p>児童館や保育園などの児童福祉施設をはじめ、学校・公民館などの教育施設がもつそれぞれの機能を活用しながら関係機関・組織が連携協力し、地域全体で子育て支援に取り組めます。</p>	子育て支援センター(児童館)
母子保健推進員活動	<p>母子保健推進員は、子どもが健やかに育つように、これからお母さんになる妊婦さんや子ども、子育て中の家庭を見守り、「身近なよき相談役」として、それぞれの地域での活動を支援します。</p> <p>広報等で母子保健推進員の活動について住民に周知し、若い世代の推進員の育成と人材確保に努めます。</p> <p>地域での具体的な支援のあり方など、推進員が主体的に活動できるよう、資質の向上に努めます。</p>	保健医療課

【基本施策2】保育サービスの充実

現状と課題

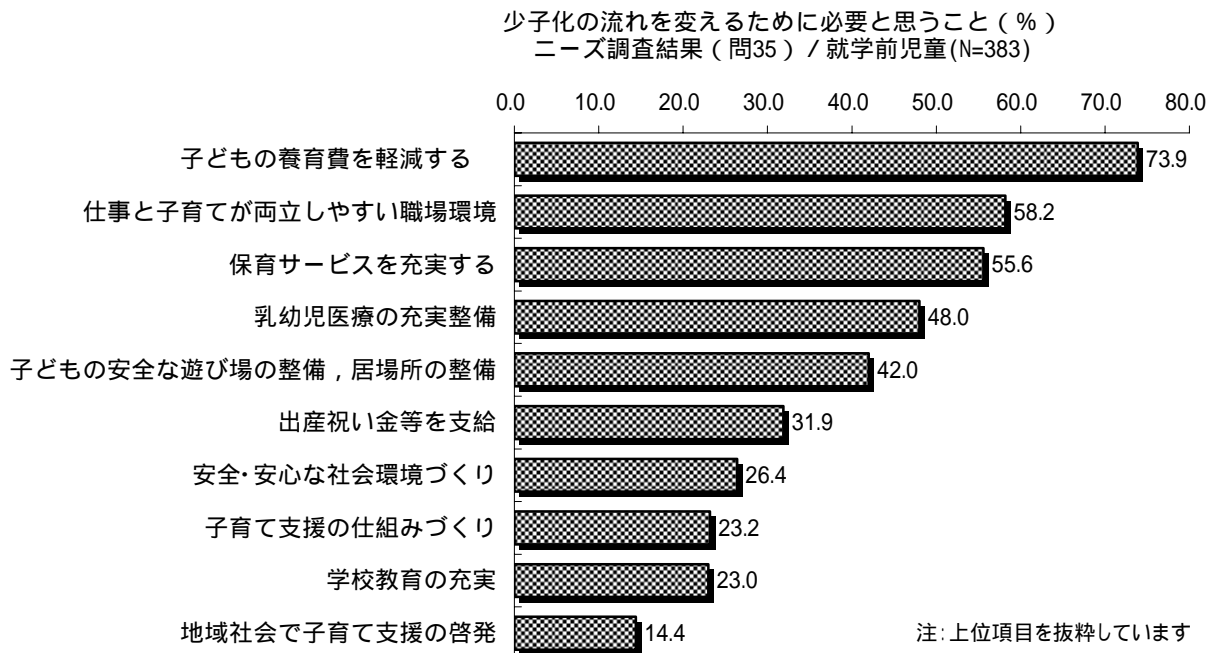
近年、核家族化や近所づきあいの希薄化、共働き世帯の増加により、子育て支援のニーズは益々増加し、複雑多岐・多様化しています。

ニーズ調査結果では、少子化の流れを変えるために必要と思うことは、第1位に「子どもの養育費を軽減する」、続いて「仕事と子育てが両立しやすい職場環境」、第3位に「保育サービスの充実」への回答が半数以上となっています。

保育園の園長・主任保育士のヒアリング結果では、親に加えて祖父母も働く家庭が多く、家庭で子どもをみる機会が減少し、反面、入園児の低年齢化や延長保育の希望が増えるなど、保育ニーズは増大しています。

子どもの最善の利益に配慮しながら保護者の就労や社会参加など多様な保育ニーズに対応できるよう、職員体制の整備と合わせて保育内容の充実を図り、保育サービスの質の向上に努めていくことが重要となっています。

今後、保育園が担うべき役割は、入園児の保育だけでなく、子育て支援の視点から保護者への関わりが必要であり、共働き家庭に限らず、すべての子どもと子育て家庭を視野に入れた次世代育成の支援対策が重要です。



施策の方向

1. きめ細かな子育て支援サービスの提供

市内の保育事業の充実と合わせて子育て支援サービスの提供体制を整備し，保護者の就労形態の多様化や就労意向の増加による保育ニーズに，きめ細かく対応していきます。

主な取組	取組の内容	担当課
通常保育事業の充実	保護者の就労等により，平日昼間，家庭での保育に欠ける乳幼児の保育をします。 保育内容の充実や園相互のコミュニケーションの強化，保育に関する総合的な企画・調整を推進します。	子育て支援センター (保育園)
一時保育 (預かり)事業	家庭の諸事情やリフレッシュを目的に，家庭で保育できなくなった場合，一時的に乳幼児を預かります。 利用ニーズと利用児童数とのバランスを考慮しながら一時保育(預かり)事業の拡充に努めます。	子育て支援センター (保育園)
特別保育事業 (早朝保育・延長保育)	通常保育時間前後の早朝保育や延長保育事業は，保護者の就労形態やニーズに応じて推進し，低年齢児保育の実施と併せて職員体制の整備を図ります。	子育て支援センター (保育園)
休日保育・病児・病後児保育への取組	休日保育事業，病児・病後児保育事業は，市民の保育ニーズや病院等の受入れ体制の整備を踏まえ，今後，総合的に検討していきます。	子育て支援センター

2. 児童福祉施設の充実と保育士の育成

平成 21 年（2009 年）6 月の「江田島市学校統合検討委員会」の小中学校の統合についての第 2 次答申を踏まえ、今後、保育園の運営について、保育サービス提供体制の充実のため保育園の統廃合を検討し、全市的に子育て支援環境の充実を図ります。

保育士の研修会を開催し、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育士の人材確保と資質向上に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
保育士等の 人材育成と確保	市保育連盟主催による保育士研修会を開催し、保育士の資質の向上を図ります。 臨時保育士登録制度による保育士の人材確保に努めます。 市保育所アクションプログラムに沿って、保育士の研修を計画的に実施し、保育士の自主研修、自己研鑽に努め、保育内容の充実に努めます。	子育て支援 センター
保育園の施設整備 と機能の充実	保育園の改修・整備を行い、安心・安全な保育環境を整備します。 市内の保育園の運営について、保育サービスの充実のため、保育園の統廃合を含めて協議検討を行い、効率的な保育サービスの充実に努めます。	子育て支援 センター

3. 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは、学校・児童館・保護者との連携により一層充実を図ります。また、児童厚生員の資質の向上に努め、児童の安全・安心に配慮した運営を目指します。

主な取組	取組の内容	担当課
放課後児童 クラブ (放課後児童 健全育成事業)	放課後児童クラブ事業は、保護者が昼間仕事などで家庭にいない小学校 1 年～3 年までの児童を対象に、学校等を利用して放課後や夏休みなどの長期休業中に実施しているものです。 適切な遊びや学習、生活の場を提供して、児童の健全育成を図っています。 今後、学校や児童館との連携をより一層深め事業の充実に努めます。	生涯学習課

【基本施策3】子育て家庭への支援の充実

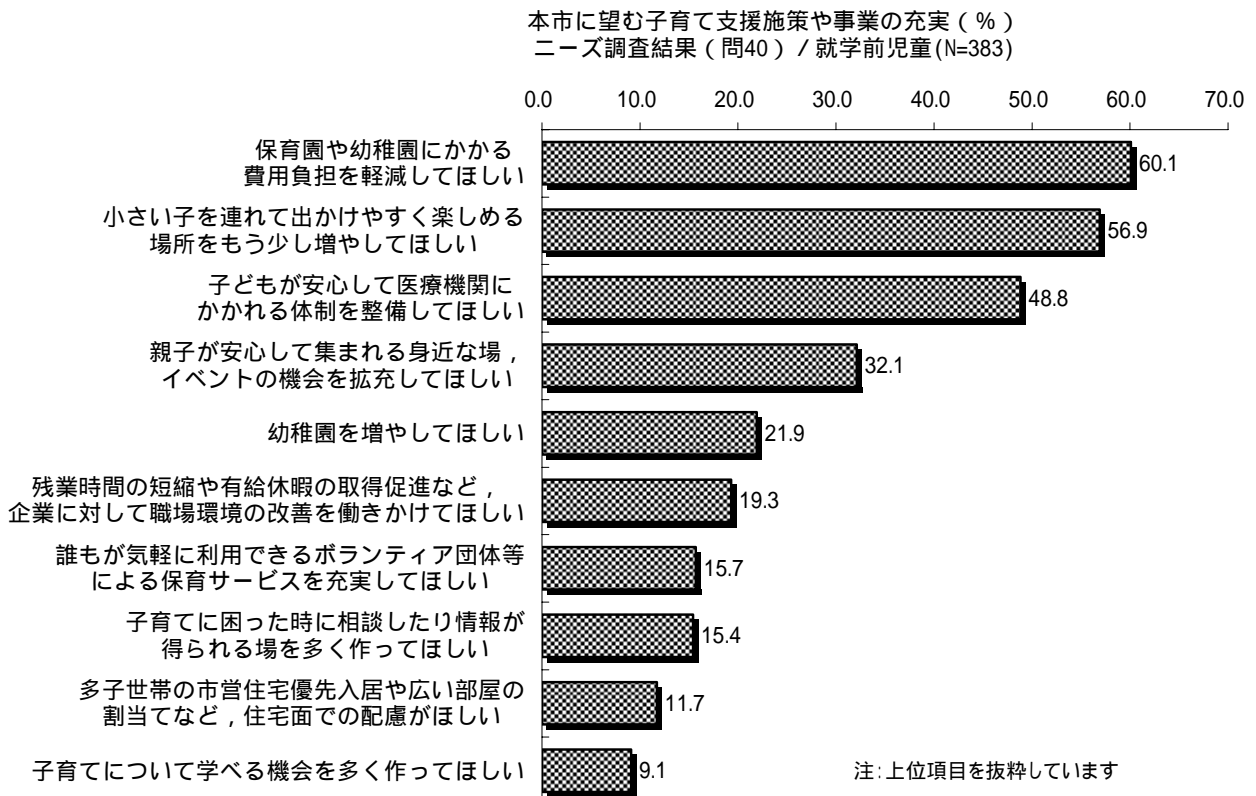
現状と課題

ニーズ調査結果では、子育てに関する相談の希望として、「何でも相談できる総合的な窓口」が最も多く、総合的な相談窓口の充実が強く求められています。子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立することがないように、相談機能の充実や相互に交流するきっかけとなる場の提供が重要です。

さらに、少子化の流れを変えるために必要と思うことは、「子どもの養育費を軽減する」が7割以上で第1位に上がっています。

本市に希望する子育て支援施策では、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が6割の第1位で、「経済的負担の軽減」へのニーズは非常に大きなウエイトを占めています。

子育てには、養育費や教育費、医療費などの負担が多く、経済的な支援を望む声が高く、子育てに対して経済的な負担感を強く持っている保護者が多く見られます。子育て家庭の多くが、経済的負担感の軽減を実感できる支援が望まれています。



施策の方向

1. 相談・情報提供体制の充実

子育て中の親子が、気軽に立ち寄り、ふれあい、交流できる場の提供を整備し、子育て不安の解消を目的とした相談機能の充実を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
育児教室	「すくすくくらぶ」、「すくすくベビーくらぶ」等の育児教室を開催し、子育て中の保護者同士の交流や仲間づくり、子育てに関する情報交換、相談の場の充実に努めます。	保健医療課
情報提供機能の充実	必要な人に、必要な時に情報が提供できるよう多様な機会等を活用して、子育てに関わる情報を提供します。子育て支援センターでは、保育園の入園相談をはじめ、子育てに関することや母子保健事業の情報を集約して提供しており、相談体制の充実に努めます。	子育て支援センター
江田島市 家庭児童相談室	子育て支援センターでは、家庭での適切な児童養育をはじめ、児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。 相談室では、保健師、保育士、母子自立支援員兼家庭相談員を配置し、専門性の高い相談に対応します。 今後は窓口の一本化、関係部署との連携の強化などに努め、相談体制のより一層の充実に努めます。	子育て支援センター

2. 子育て家庭への経済的支援

各種手当や公的制度の周知徹底を図り、対象者の利用を促進するとともに、子育て家庭に対する経済的負担感の軽減に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
児童手当	生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、12歳到達後最初の3月31日(小学校修了前)までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。(注)	社会福祉課
児童扶養手当	父母が婚姻を解消した時や父が死亡した時など、児童を養育している母または養育者に児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
乳幼児医療費の助成	乳幼児の医療費を助成し、乳幼児の受診を促すことにより子どもの健康管理と適正な医療の確保を図ることにより保健の向上と福祉の増進を図ります。	保健医療課
保育料の減免	18歳未満の子(18歳到達後最初の年度末までの間にある子)を現に3人以上扶養している世帯の第3子以降の児童の保育料の無料を継続して実施します。 国に準じて同一世帯からの2人以上の入園児の保育料を半額に軽減します。 その他障害のある児童に対する保育料の減免など経済的な負担を軽減します。	子育て支援センター

(注)平成22年度(2010年度)から、「子ども手当」(15歳まで拡大)として変更される予定です。

【基本施策4】子どもの人権の尊重と虐待の防止

現状と課題

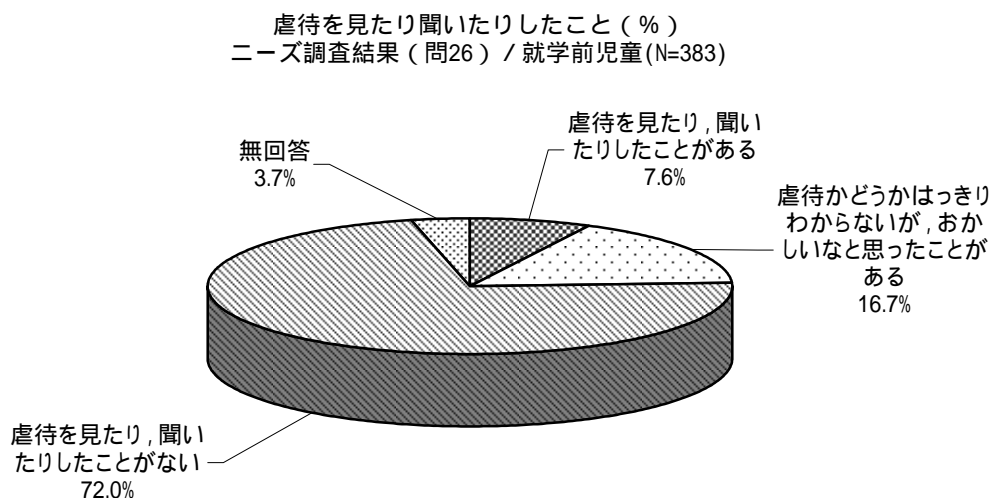
子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障に関して、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などの基本原則、基本理念が示されています。

しかし、現在の子どもを取り巻く環境は、少年非行や児童虐待の増加、子どもに対する犯罪の多発、いじめや不登校など様々な社会的問題が大きくクローズアップされています。

ニーズによる「虐待を見たり聞いたりしたことがある」との回答は、就学前の保護者は7.6%ですが、「はっきりわからないが、おかしいな?と思ったことがある」は16.7%となっています。児童虐待の大きな要因としては、育児不安や家庭環境からの悩みなどがあげられています。

本市では、平成20年度(2008年度)に「江田島市人権教育・啓発指針(江田島市人権教育・啓発推進プラン)」を策定し、施策に沿った啓発活動等を推進しています。

市民一人ひとりが、子育てを社会全体で支えていくことを再認識し、子どもの人権の視点から考え、行動していくための啓発活動や支援施策が必要です。



施策の方向

1. 子どもの権利に関する啓発の推進

次代を担う子どもが心身ともに健康でのびのびと育ち，無限の可能性を最大限に伸ばすことのできるまちづくりを進めていくため，市民一人ひとりが，子育てを社会全体の問題として認識し，子どもの人権の視点から考え，行動していくための啓発活動を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
人権啓発事業の実施	子どもが健やかに育つために，保護者をはじめ社会全体が，子ども一人ひとりの人格を尊重し，健全に育てていくことの大切さを再認識し，自らの責任を果たすための啓発を推進します。 誰もが住んで良かったと思えるまちづくりを実現をめざし，確かな人権認識を基盤とし，お互いの人権を尊重し合う人間性豊かな人づくりを推進します。	市民生活課 人権推進室 学校教育課 生涯学習課

2. 児童虐待の相談体制の充実と早期発見

きめ細かな相談しやすい体制づくりを進めるとともに，育児不安や育児疲れ等を早期に発見し，児童虐待を未然に防ぐ活動を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
子どもの相談体制の充実	市内の中学校にスクールカウンセラーを配置し，児童生徒の相談に応じます。 スクールカウンセラーの相談事業では，県などの事業を活用しながら実施し，児童生徒及び保護者の心のケアと課題解決に努めます。 児童生徒及び保護者の相談しやすい体制づくりに努め，広報等で周知を図ります。	学校教育課
子育て支援センター事業 (虐待の早期発見)	子育て支援センターでは，にこ♡にこひろば，にこ♡にこ身体計測，オープンスペースなどを利用して，親子が交流することにより，育児不安の解消に努めます。 また，虐待につながる育児不安や育児疲れ等を早期に発見し，虐待の未然防止に努めます。	子育て支援センター

主な取組	取組の内容	担当課
<p>江田島市 子育て支援 ネットワーク (要保護児童対 策地域協議会)</p>	<p>児童虐待の早期発見に努め、リスク(注)の高い子どもの保護者、育児不安を抱える母親・家族などの悩みに対し、必要な助言や指導を行い、虐待の未然防止や再発の防止に努めます。</p> <p>個別のケースについては、子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)により関係機関と連携して迅速で適切な対応を図ります。</p>	<p>子育て支援 センター</p>
<p>家庭教育支援 事業</p>	<p>乳幼児健診時を利用して、広島県家庭教育応援プロジェクト事業の一つである「親の力」を学ぶ「小規模な子育て講座」を開催し、プログラムに沿った、ワークシートの活用や参加者の自由な発想による家庭教育支援事業を展開します。</p> <p>講座終了後に個別相談を行い、内容によって専門部署等に紹介するなど、継続して実施します。</p>	<p>生涯学習課</p>

(注)「リスク」とは発達障害等、子どもの抱える問題による育てにくさ、夫婦の不仲、貧困、母親の発達障害や精神障害の有無

【基本目標 2】健やかに生み育てられる環境づくり

【基本施策 1】妊娠・出産期の支援

現状と課題

安全で安心して妊娠・出産するためには、家庭や地域、職場などの温かい配慮が必要であると同時に、妊娠・出産期の健康づくりなどに対する支援が必要です。

本市では、妊婦一般健康診査をはじめ、様々な機会に相談や情報提供に努めます。なお、健診の受診者数は年々増加傾向にあります。

母子保健の状況(件数)

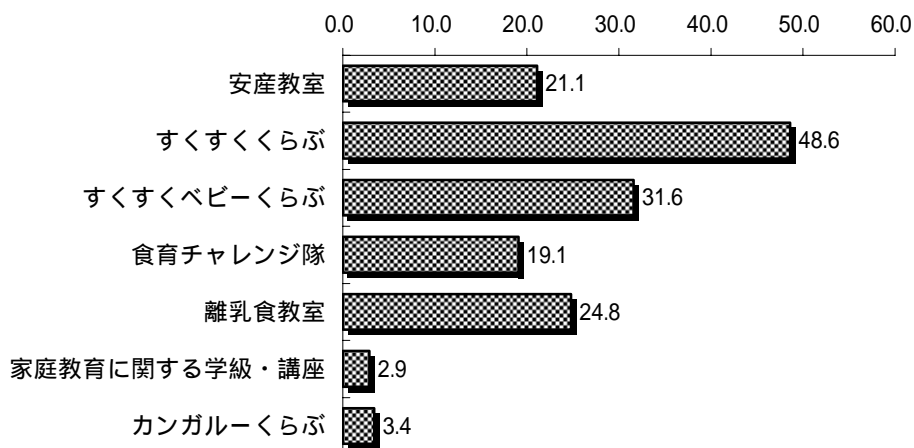
	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)
母子健康手帳交付数	182	173	158	160
妊婦健康診査	194	183	203	222

資料:江田島市調べ

ニーズ調査結果では、「安産教室」の利用率は現状 2 割程度です。利用が少ないサービスについては、周知を徹底し、利用を促進する必要があります。

妊娠中から出産前後にかけて、育児や子どもの発育に関する正しい知識を普及し、母親の不安を解消することは重要な取組みであるといえます。

子育て支援サービス(保健関係)の利用状況(%)
ニーズ調査結果(問22)/就学前児童(N=383)



施策の方向

1. 安心・安全な妊娠・出産期の支援

安心して妊娠，出産ができるよう，妊娠や出産時の妊婦一般健康診査・安産教室・訪問指導などの保健対策を充実します。

主な取組	取組の内容	担当課
母子健康手帳 交付	安全な妊娠・出産のための情報提供や妊娠・出産・子育てに関する一貫した記録など，母子の健康管理に活用するための母子健康手帳を交付し，母子保健事業を推進します。	保健医療課
妊婦一般 健康診査	妊婦健康診査は，医療機関に委託して実施しています。異常の早期発見，早期治療を図り，母子ともに健康で安心した出産ができるよう，受診を勧奨し，母体の健康管理を支援します。 母子保健管理システムを整備し，ハイリスクの出生を防ぐための保健指導の充実を図ります。	保健医療課
安産教室	パートナーの妊婦疑似体験や母乳育児へスムーズに移行できるよう，妊娠中からのおっぱいマッサージの方法の指導やお産の経過，赤ちゃんのお風呂の入れ方などの教室を開催します。	保健医療課
訪問指導	妊産婦や乳幼児のいる家庭に必要な応じて保健師が訪問し，子育てや発育・発達など相談指導を行います。	保健医療課
カンガルー くらぶ	妊婦とその家族を対象に，絵本の読み聞かせや音楽鑑賞を通して，妊娠中の心の安定を支援します。	生涯学習課 (能美図書館)

【基本施策2】母と子の健康づくり

現状と課題

母子の健康の保持・増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠くことができない、子どもの健やかな成長の基礎といえます。一方、乳幼児期は疾病にかかりやすく、成長過程での疾病は心身の成長・発達に悪影響を及ぼすこともあります。

本市では、乳児健診をはじめ母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」など、きめ細かな母子保健を推進しています。

母子保健の状況(件数)

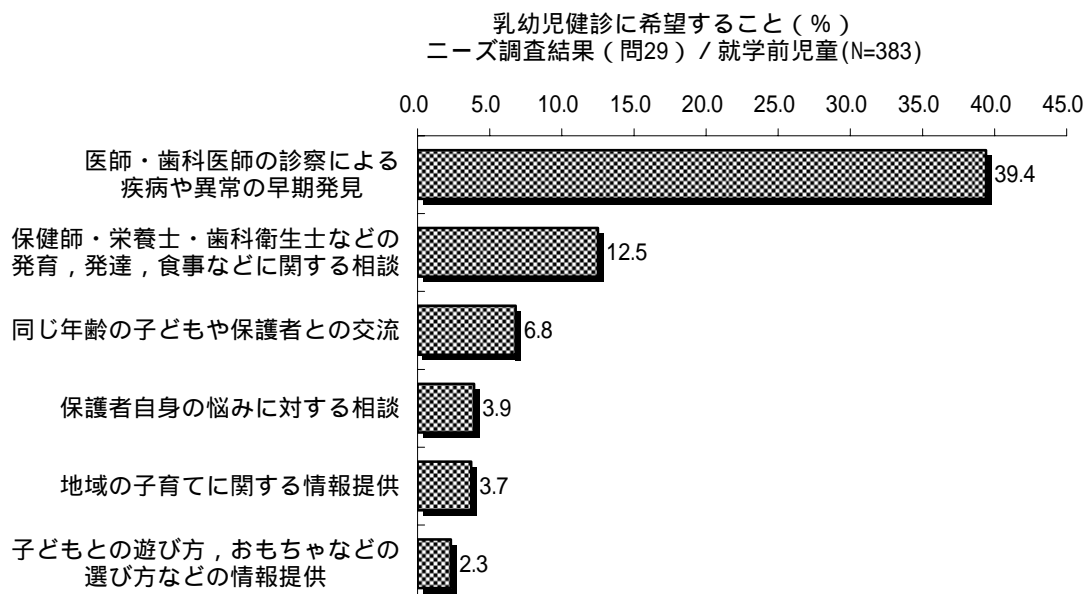
	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
乳児健診(医療機関委託)	151	122	126	116
乳児健診(集団健診)	216	234	152	143
1歳6カ月児健診	140	149	135	146
3歳児健診	108	168	130	150
5歳児健診	-	-	-	110
乳幼児等訪問指導(保健師)	119	55	35	24
こんにちは赤ちゃん訪問 (母子保健推進員)	-	-	-	139

資料:江田島市調べ

ニーズ調査結果では、乳幼児健診の受診率は87.2%で、7割近くの保護者が内容に「満足」と回答しています。

乳幼児健診の希望では、「医師・歯科医師の診察による疾病や異常の早期発見」が4割近くと最も高くなっています。

また、乳幼児の病気や発育に関する悩みや不安を軽減する施策として、乳幼児等の訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問などを更に充実していくことが必要です。



施策の方向

1. 乳幼児の健康管理の充実

乳児健診などを充実し、疾病の予防に努めます。

気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談に応じます。

家庭と保育園、保健福祉・医療機関など、関係機関との連携を深め、病気の早期発見に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	担当地区の母子保健推進員が、生後4ヵ月までの赤ちゃんを訪問し、家庭での健やかな育児を支援します。	保健医療課
乳幼児健診	疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4～5ヵ月児、9～10ヵ月児、1歳6ヵ月児、3歳6ヵ月児、5歳児を対象に健診を実施しています。 妊娠届出から出産後、乳幼児期等一人ひとりの健康管理ファイルを作成し、随時フォローできる体制を整備しています。医療機関への委託による回数の増加に努めます。	保健医療課
育児教室	乳幼児の誤飲など、子どもの事故防止に関する知識の普及と意識啓発を図ります。健康相談日を設け、健診以外での健康管理や要観察者のフォローの場として内容の充実に努めます。	保健医療課
離乳食教室	保健師、栄養士による離乳食の必要性、進め方、作り方などの指導を行い、試食の機会を提供し、健全な食生活の改善と習慣づけを支援します。	保健医療課

2. 歯科保健の充実

フッ素塗布などをはじめ、健診など様々な機会を通じて、乳幼児期から口腔保健の重要性についての啓発を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
歯科保健の充実	歯科衛生士による指導や相談をはじめ、フッ素塗布を実施します。各事業で生活習慣や予防処置の普及啓発を図り、歯科保健の向上のための個別指導にも努めます。	保健医療課

【基本施策3】食育の推進

現状と課題

本市では、子どもから高齢者まで市民全体の健康づくりへの取組みとして、平成19年度（2007年度）に策定した「健康江田島21計画」に基づいて、「食育」への取組みを積極的に推進しています。

家族で食卓を囲むことは、良好な家族関係づくりにもつながることから、今後も健康の基本でもある正しい食習慣、生活習慣について、幅広い世代へ周知し、定着させていくことが大切です。

また、保育園、幼稚園の保護者会をはじめ、小中学校のPTA等の協力により「早寝、早起き、朝ごはん」の普及啓発活動を積極的に推進します。

施策の方向

1. 食の正しい知識の普及

乳幼児期から望ましい食生活の習慣の確立に向けて、正しい食事のとり方や適切な食習慣の定着を図るための啓発活動を推進します。

「健康江田島21」との施策・事業の連携を図り、食育をはじめ母子の健康増進を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
おいしい江田島の日	江田島産の農水産物を使った給食を提供し、地域の自然や産業の理解を深め、食への関心を高めます。	学校教育課
子育て支援センター運営事業（食育関連事業）	子育て支援センター事業の一環として食に関するペーパーサートや絵本を多く取り入れ、食育に関する事業を推進します。	子育て支援センター

2. 食育体験事業の推進

食に関する様々な体験や教室を通じて、親子や子ども同士のふれあいを高めながら食育の推進を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
食育体験事業	食への関心を高めるため、親子で参加できる農業体験、食育教室・料理教室などを開催します。 子育て支援センターにサツマイモ等を植えて、作物の成長を観察し、収穫を体験、試食会を行うことにより、食への関心を高める取組みを推進します。	保健医療課
わんぱくキッズ料理教室	保育園児を対象に、卒園記念料理教室を開催し、食への関心を高め、豊かな人間性の形成や家族関係づくりを図ります。	保健医療課
親子の食育教室	親子を対象に保育園で親子を対象に食育教室を開催し、「食」への関心と親子のふれあいを深めていきます。	保健医療課
子どもの栄養料理教室	小学生を対象に夏休みを利用して「早寝、早起き、朝ごはん」をテーマとした子どもの栄養料理教室を開催します。	保健医療課

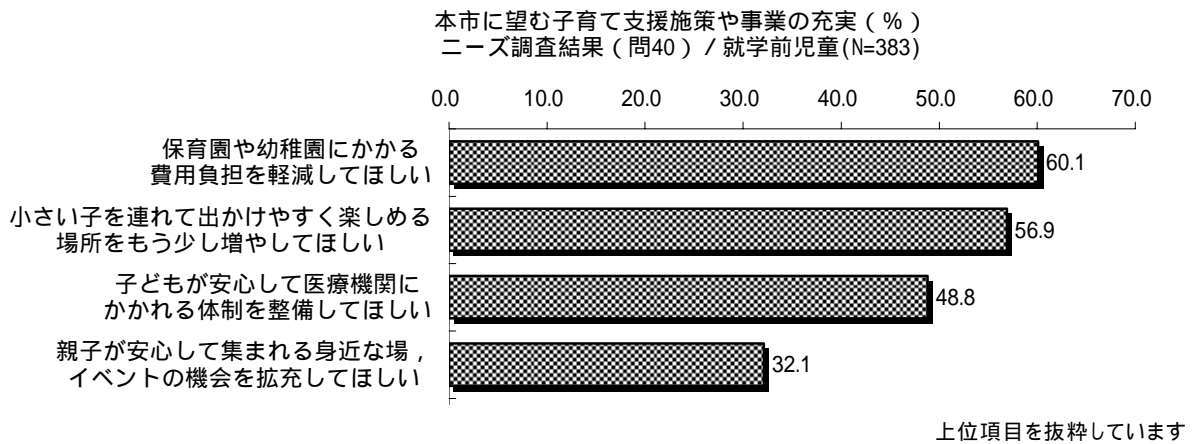
【基本施策4】小児医療の充実

現状と課題

本市の休日・夜間医療や救急医療については、関係機関と連携し、緊急医療体制を確保していますが、一方で島としての制約もあります。

ニーズ調査結果では、本市に希望する子育て支援施策への回答として「子どもが安心して医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が第3位にあがっています。

また、けがや病気で医療機関にかかったことがある児童は4割を占め、医療体制の充実が望まれます。



施策の方向

1. 小児医療体制の整備・充実

子どもが適切な医療サービスを受けられるよう、医療機関との連携を図りながら休日・夜間の医療の充実、広域的な連携による救急医療などに取組みます。

主な取組	取組の内容	担当課
小児救急医療体制の整備	保健医療圏(呉地区)の病院群が共同連携して、病院群輪番制方式による、第二次救急医療施設を整備し、休日夜間急患センター、市内での日祭日の在宅当番医療制等の診療体制を整え、休日及び夜間の入院治療を必要とする重症患者の医療の確保に努めます。	保健医療課

【基本目標3】子どもの生きる力を育む環境づくり

【基本施策1】次代の親の育成

現状と課題

国際化や高度情報化，科学技術の進展など社会の変化に柔軟に対応できる人間の育成が求められ，また，心豊かな人材の育成も求められています。

一方では，テレビゲームやインターネットなどの急速な普及により，家庭内で過ごす子どもの増加が目立っています。子どもが健やかに成長し，大人へと自立するためには，家庭，学校，地域の様々な人たちとの交流や体験を通じた育ちが必要です。

地域活動の活性化により，高齢者の参画，参加によって，長年の経験や知恵，技術，生活文化の継承などが期待されます。交流・体験機会の充実を図り，地域全体で子どもを育て，見守っていくことを啓発し，子どもや親子の地域活動への積極的な参加を促進することも必要です。

施策の方向

1. 多様な体験・ふれあいの機会づくり

子どもが様々な活動を通して，楽しみながら「生きた知識」を身につけることができるよう，地域の様々な資源を活用し，体験活動の提供やふれあいの場を充実します。

主な取組	取組の内容	担当課
にこ♡にこひろば	保護者に絵本の読み聞かせ，手遊び，指遊び，歌など，子どもへの関わりやコミュニケーションの重要性，乳幼児期に最も必要な親と子のスキンシップなど，誉めて育てることの重要性を普及啓発します。	子育て支援センター
公民館活動	公民館では，青少年体験講座・家庭教育講座など，親と子を対象に，料理教室やおかし作り教室，英単語など用いた異文化交流遊びなど，親子で一緒に体験できる講座を開催します。 地域の伝統行事など，自治会をはじめ，老人クラブや女性会など，各団体と協力し，異世代交流の場として事業を実施します。	生涯学習課 (公民館)

主な取組	取組の内容	担当課
ゲストティーチャーを活用した体験活動	総合的な学習の時間をはじめ、各教科、道徳の授業を通して、地域の人材をゲストティーチャーとして活用し、体験活動を授業に活かします。 特色ある学校づくりに向けて「学校応援団」を募り、学校に関心を持ち、積極的に関わってもらえる環境づくりを進めます。	学校教育課
絵本の読み聞かせ	図書館では、「読書会」「おはなし会」活動を中心に本の読み聞かせ活動を行い、親子のきずなを育むとともに、幼い頃から絵本に親しむことができるような環境づくりを推進します。 乳幼児健診等の待ち時間などを利用して、出前の読み聞かせ活動を展開します。	生涯学習課 (図書館)

2. 指導者の育成及び資質向上

子どもの健全な育成を担う指導者の育成と資質の向上を図り、多様な体験の機会づくりを支援します。

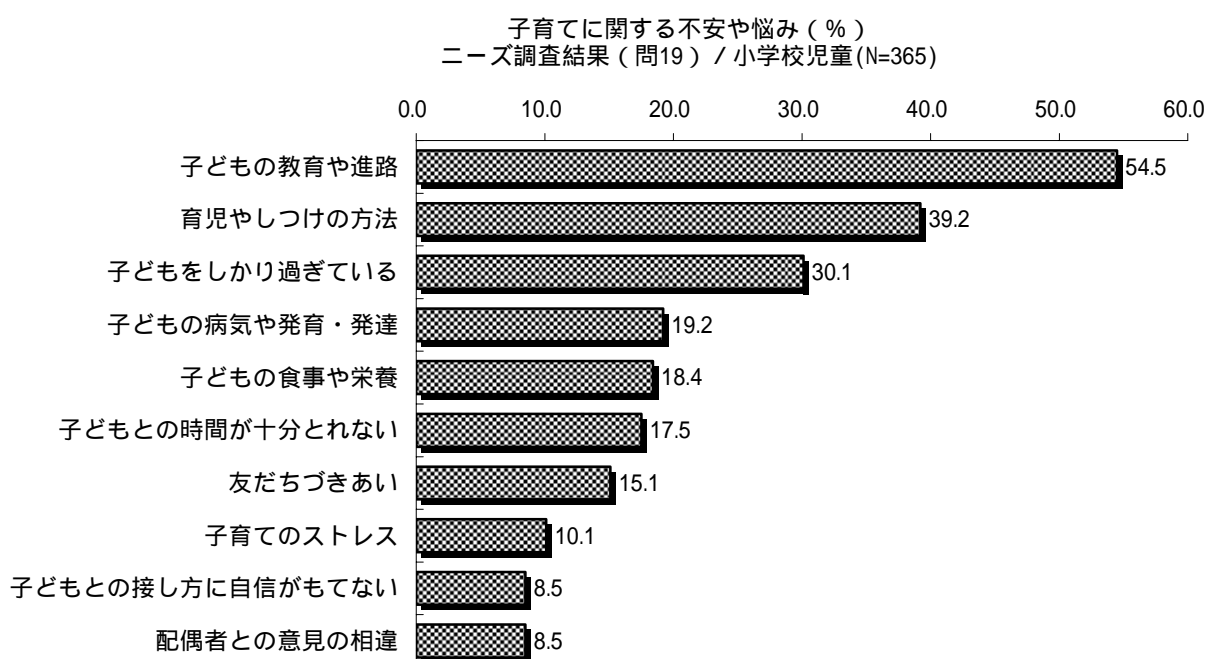
主な取組	取組の内容	担当課
江田島市子ども会連合会	各小学校区の子ども会での活動（平和学習・ドッジビー大会・リーダー研修会等）を実施し、子どもの健全育成事業の推進と指導者の研修機会の充実を図ります。	生涯学習課

【基本施策2】教育環境の充実

現状と課題

ニーズ調査結果では、「子育てに関する不安や悩み」について、小学校児童保護者の半数以上が「子どもの教育や進路」と回答しており、第1位に上がっています。

子どもの豊かな心を育む環境として、学校教育が果たす役割は大きく、基礎学力向上をはじめ、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や豊かな人間性を育む心の教育などが期待されています。また、安心・安全な教育環境の整備にも努める必要があります。



施策の方向

1. 学校教育の充実

きめ細かな学習指導体制と教職員の資質の向上を図り，個性を伸ばす教育活動を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
児童生徒の学力向上を図る取組み	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るなど，学力向上を図るための取組みを支援します。 広島県「基礎・基本」定着状況調査などの学力調査を活用して授業改善を図るなど，市全体の学力向上に努めます。	学校教育課
個性豊かな学校づくり	各小中学校の特色ある個性豊かなプランを支援するとともに，各中学校区で中学校と小学校が共通の目標を持って，小中連携による特色ある教育の充実を図ります。	学校教育課
外国語指導の充実	ネイティブな発音や外国の異文化，習慣と慣れ親しむことを目的として，外国語指導助手（ALT）2名により，各小・中学校で指導を行います。 平成23年度（2011年度）から小学校高学年で実施される小学校外国語活動及び中学校の英語教育の充実を図ります。	学校教育課
キャリア教育の推進	児童生徒が社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育成するため，5日間の職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）等の取組みを通して，小学校からの見通しをもった発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課

2. 特色ある学校づくり

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成するとともに、家庭・地域・学校の連携を更に強化し、主体的に心豊かに生きる子どもの育成をめざし、個性豊かな特色ある教育を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
地域に開かれた学校づくり	各教科や総合的な学習の時間などに地域人材をゲストティーチャーとして招くなど、地域の教育力を積極的に活用し、郷土を愛する心や誇りを育みます。 ホームページや学校だより、校内の掲示板などで児童生徒の学習活動の様子をお知らせし、また、地域公開授業を行うなど地域に開かれた学校教育を推進します。	学校教育課
学校評議員制度の実施	校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる学校評議員制度を活用し、地域住民の意見を取り入れた特色ある学校運営を目指します。	学校教育課
児童生徒の安全確保	学校生活や登下校等での、犯罪や事故などから子どもが危険にさらされないよう、スクールガードリーダーの巡回指導や安全教育を推進し、安心・安全な学校経営に努めます。 また、家庭・地域・学校相互の情報交換等により、地域の協力を得ながら安全性の向上を図ります。	学校教育課

【基本施策3】健全育成の推進

現状と課題

本市には、住民の学習、活動拠点である図書館、公民館や児童館があります。子どもの遊びや体験学習などの場としての利用のほか、様々な学習、活動や体験活動を通して、自主的な活動に対する支援も行っています。

今後も、子どもの体験活動などの充実や子どもがたくさんの本に接し、身近にふれあうことのできる読書環境を整備し、また、地域のスポーツ活動の活性化など子どもの健全育成に努めます。

施策の方向

1. 文化・スポーツ活動等の充実

文化・スポーツ活動、自然体験など、図書館・公民館や運動公園、スポーツセンター活動などの施設を利用して、多様な学習・活動機会の充実を図り、すべての子どもが心身ともに健全に育成できるよう推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
スポーツ少年団補助	スポーツ少年団が行う各種スポーツ活動等に対して補助金を交付し、活動を支援します。スポーツ少年団活動の活性化を促し、異年齢児がふれあい、一緒にスポーツ活動する機会の充実に努めます。	生涯学習課
江田島市文化芸術フェスタ	文化の日（11/3）を中心に「江田島市美術展」など文化芸術活動を推進します。回を重ねるごとに出品作品の充実・向上が図られ、入場者数は増加しています。出品作品等が少ない（写真・彫塑工芸部門）部門の見直し（規定・ジャンル範囲設定）を行いながら実施します。	生涯学習課
公民館活動 （再掲）	公民館では、青少年体験講座・家庭教育講座など、親と子を対象に、料理教室やおかし作り教室、英単語など用いた異文化交流遊びなど、親子で一緒に体験できる講座を開催します。 地域の伝統行事など、自治会をはじめ、老人クラブや女性会など、各団体と協力し、異世代交流の場として事業を実施します。	生涯学習課 （公民館）

主な取組	取組の内容	担当課
<p>絵本の 読み聞かせ (再掲)</p>	<p>図書館では、「読書会」「おはなし会」活動を中心に本の読み聞かせ活動を行い、親子のきずなを育むとともに、幼い頃から絵本に親しむことができるような環境づくりを推進します。 乳幼児健診等の待ち時間などを利用して、出前の読み聞かせ活動を展開します。</p>	<p>生涯学習課 (図書館)</p>
<p>「夏休み自然・ 科学体験教室」</p>	<p>夏休み自然・科学体験教室は、小学生を対象に「ふるさと江田島市」の自然を観察し、科学する体験を通じて、「ふるさと」を大切にすることを目的として自然環境体験学習交流館(環境館)で実施します。 夏休み中の事業については、他部局が実施しているイベント・事業と連携・協力を図り、より事業効果が上がるように努めます。 今後も、「ふるさとの自然」と「科学のおもしろさ」をキーワードに、プログラム内容を新たにしながら継続して実施します。</p>	<p>生涯学習課 (自然環境 体験学習 交流館)</p>
<p>江田島市プール 一般開放事業</p>	<p>夏休み期間中にプールの一般開放を行い、子どもの健全な心身の育成と体力づくりに努めます。 安心して利用できるよう運営管理の委託業者の選定を十分精査し、実施します。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>家庭教育支援 事業 (再掲)</p>	<p>乳幼児健診時を利用して、広島県家庭教育応援プロジェクト事業の一つである「親の力」を学ぶ「小規模な子育て講座」を開催し、プログラムに沿った、ワークシートの活用や参加者の自由な発想による家庭教育支援事業を展開します。 講座終了後に個別相談を行い、内容によって専門部署等に紹介するなど、継続して実施します。</p>	<p>生涯学習課</p>

【基本目標 4】子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

【基本施策 1】仕事と育児の両立への支援

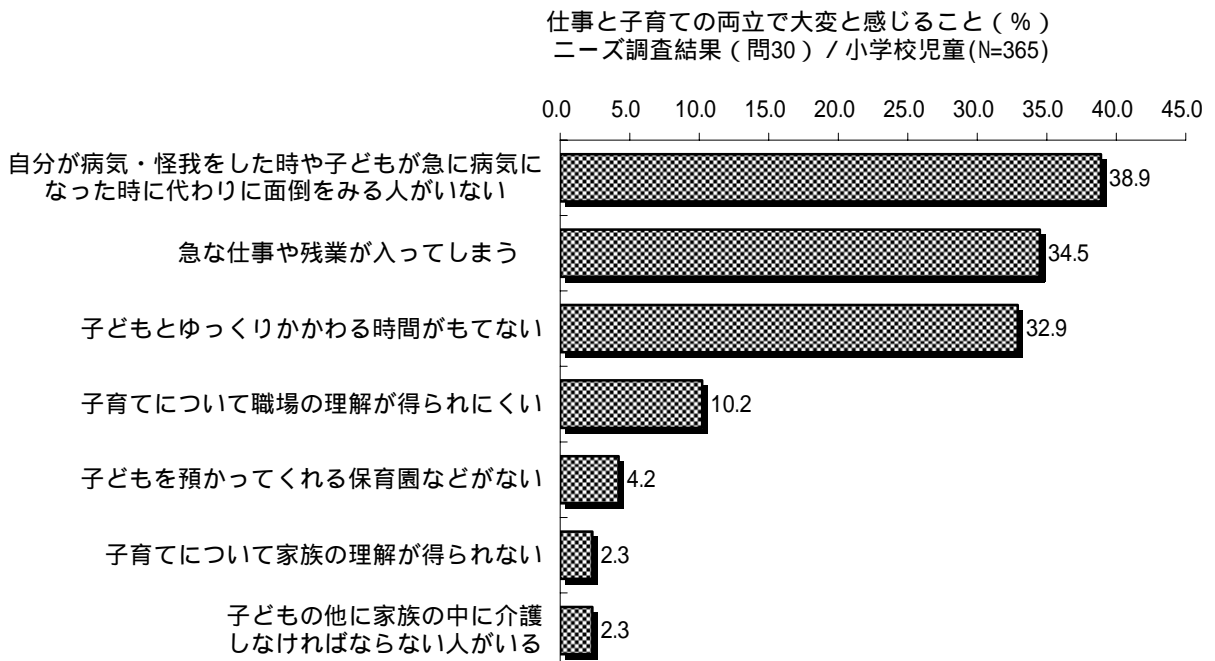
現状と課題

女性の社会参加が進み、子育てしながら仕事をすることを希望する女性が多くなっています。育児休業に関する法的な制度が徐々に充実してきていますが、まだ制度を運用する上で利用しやすい環境が十分に整備されているとはいえません。

ニーズ調査結果では、就労している母親は就学前児童で約 54%、小学校児童で約 69%みられ、パートタイムで働く母親の 3 割以上がフルタイムへの転換を希望しています。

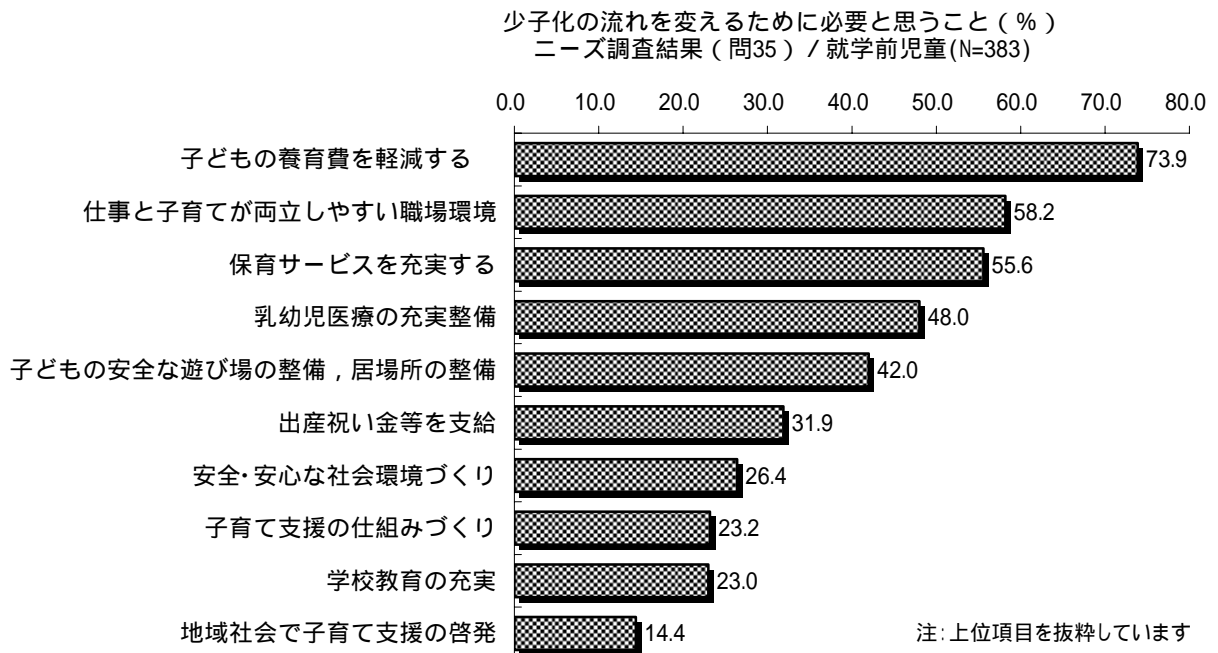
また、現在、就労していない母親の大半が、就労を希望しています。このように、就労を希望する母親は潜在的に非常に多いことが推察されます。就労希望がありながら現在働けない理由として、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」ことが第 1 位に上がっています。育児休業制度の利用者は母親で 2 割程度、父親では 0.3%と僅かです。

一方、仕事と子育ての両立で大変と感ずることとしては、「代わりに面倒を見る人がいない」ことや「急な残業が入る」「子どもとの時間がもてない」などが多く上げられています。



少子化の流れを変えるために必要と思うことは、第1位に「子どもの養育費を軽減する」で、続いて「仕事と子育てが両立しやすい職場環境」で、およそ6割の保護者から求められています。

「子育てする家庭を地域全体で支える」という視点で考えると、家族や地域をはじめ行政や企業が連携して、子育てと仕事の両立を支援していく環境づくりを推進することが望まれています。



施策の方向

1. 就労環境の整備

職場環境では、子育てを支援する諸制度が整備され、積極的に活用されるよう企業等への働きかけと市民への周知・普及を図ります。

主な取組	取組の内容	担当課
にこ♡にこママの再就職支援相談	再就職支援相談では、ハローワーク(マザーズハローワーク)と連携し、求人情報の提供だけでなく、就労に関する法律や保育サービスなど、働くことに必要な情報の提供や早期就職に向けて計画的にサポートします。	子育て支援センター

主な取組	取組の内容	担当課
育児休業制度の普及・推進	育児休業制度の普及啓発を図るよう、事業主に働きかけ、就業者の制度活用について広報等を通じて啓発します。特にそれぞれの職場で、男女が平等に制度を活用できる環境づくりを率先して推進します。	総務課
子育て支援の意識啓発	母子健康手帳交付時に、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、ポスター等を掲示し、啓発に努めます。	保健医療課

2. 多様な子育て支援サービスの提供

市内保育園の保育事業・内容の充実とともに、多様な子育て支援サービスの提供体制を整備し、就労形態や保護者の就労意向の増加等による保育ニーズに、きめ細かく対応していきます。

主な取組	取組の内容	担当課
家庭教育・子育て支援の充実	みんなで支え合う子育て支援社会を目指し、家庭をはじめ社会全体で教育や子育てに取り組むことができるよう、家庭教育・幼児教育についての講座開催等の学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
通常保育事業の充実 (再掲)	保護者の就労等により、平日昼間、家庭での保育に欠ける乳幼児の保育をします。 保育内容の充実や園相互のコミュニケーションの強化、保育に関する総合的な企画・調整を推進します。	子育て支援センター (保育園)
特別保育事業 (早朝保育・延長保育) (再掲)	通常保育時間前後の早朝保育や延長保育事業は、保護者の就労形態やニーズに応じて推進し、低年齢児保育の実施と併せて職員体制の整備を図ります。	子育て支援センター (保育園)

【基本施策 2】男女共同参画意識の啓発

現状と課題

すべての人が性別に関係なく、固定的な役割分担にとらわれることなく、それぞれの個性や能力に応じて十分発揮できる男女共同参画社会の構築が強く求められています。

本市では、この考え方に則し、平成 18 年度（2006 年度）に「江田島市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を推進しています。

本計画は、男女共同参画の基本的な考え方と極めて密接な関係にあります。男女の働き方の見直しを含めて、仕事と家庭のバランスを図り、誰もが子育ての充実感を体験できるよう、地域の実情に応じた施策・事業を検討していくことが必要です。

施策の方向

1. 男女共同参画意識啓発の推進

「江田島市男女共同参画基本計画」との施策の連携を図り、男女共同参画を推進する上で学習する機会の充実と参加を促し、固定的な性別役割意識の解消と男女が協力して子育てを行う意識の啓発に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
男女共同参画社会の実現のための啓発	固定的な男女の役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現に向け、家庭・職場・地域等のあらゆる場で啓発活動を推進します。	市民生活課 人権推進室
男性の家事・育児への参加の促進・支援	男性の家事・育児への参加を促進・支援するため、男性の生活自立や子育てを支援する学習機会を提供し、学習内容の充実を図ります。	生涯学習課

【基本目標 5】援助が必要な子どもを支援する環境づくり

【基本施策 1】障害のある子どもへの支援

現状と課題

子どもの健やかな成長と、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、発達障害のある子やその家族に必要な配慮を行い、地域全体で支えていくことが必要です。

本市では、平成 18 年度（2006 年度）に「江田島市障害者プラン」を策定し、平成 19 年度（2007 年度）から平成 23 年度（2011 年度）までの計画を推進しています。さらに平成 20 年度（2008 年度）には「江田島市第 2 期障害福祉計画」を策定し、障害児（者）への支援施策を推進しています。

今後も障害福祉サービスの充実に努めるとともに、福祉・保健・教育の各分野及び関係機関との連携による支援体制の強化を図ります。

保育園の園長・保育士主任ヒアリング結果では、「気になる子（発達障害が疑われる子ども）」の増加も指摘されています。

障害のある子どもを生涯支援していく体制づくり、円滑な情報の提供や将来にわたっての支援計画の実行が求められ、その実施に向けて検討しています。

施策の方向

1. 早期発見・早期療育体制の整備

「気になる子（発達障害が疑われる子ども）」については、問題に対する認識を高める啓発活動に努め、家庭などでの早期の気づき、理解を促すため関係機関等と連携を深めながら相談体制を充実し、早期対応に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
訪問指導 (再掲)	保健師が家庭を訪問し、必要な情報の提供や病気・障害の早期発見に努めます。	保健医療課
乳幼児健診 (再掲)	障害等の早期発見のため、専門職による健診を実施します。	保健医療課
発達相談	健診で気になった幼児に対して、乳幼児健診精密健康診査として「のびのび相談」を実施し、医療機関や療育機関の紹介を行います。その他、言語面の発達を中心とした相談を随時実施します。	保健医療課
乳幼児健診事後 フォロー教室	幼児健診事後フォロー教室として「おひさまくらぶ」を月に 1 回実施します。専門的知識をもった講師を迎え、脳の働きと脳の栄養になるべき感覚を促す遊びなど、療育的要素を取り入れた教室を実施します。	保健医療課
一貫した療育 相談体制の整備	保健・医療・福祉・教育の各分野と連携を図り、障害のある子どもの成長段階に応じた一貫した支援体制の整備を図ります。	社会福祉課

2. 一貫した支援体制の整備

障害児の療育や教育の充実など、社会的な保護を必要とする子どもや家庭に対する一貫した支援体制の整備とともに、地域の交流と理解の促進に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
「ノーマライゼーション」の理念の普及	江田島市障害者プラン（概要版）及び江田島市地域福祉計画（概要版）の全戸配布により、「ノーマライゼーション」理念の普及啓発活動を推進します。	社会福祉課
障害福祉サービス費の支給及び地域生活支援事業	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費の支給及び地域生活支援事業（日中一時支援事業等）を実施します。（注）	社会福祉課
にこ♡にこ身体計測	身体計測を実施し、乳幼児期の身長・体重計測、発達チェックと発達相談を実施します。	子育て支援センター
相談体制の充実	障害のある子どもを養育する保護者の相談に的確に対応できるよう、相談体制を充実するとともに、専門機関・施設との連携を密にします。 在宅生活や地域生活を支援するため、関連情報の迅速な提供に努めます。	社会福祉課
各種経済的支援・生活支援	各種制度に基づき、経済的負担の軽減等を支援します。 また、補装具の給付、日常生活用具の給付等の制度利用を進め、障害のある子どもを養育する家庭の経済的負担を軽減します。 特別支援教育就学奨励事業：特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費や給食費の一部の援助を行います。	社会福祉課 学校教育課
保育料の軽減	障害のある子どもの保育料を減免するなど、保護者の経済的負担等を軽減します。	子育て支援センター

（注）日中における活動の場を確保し、障害児の家族等の一時的な休息を目的としています。

3. 障害児保育・特別支援教育の充実

本市には、障害の専門機関が少ないため、母子保健・子育て支援・保育園・幼稚園・学校等の子どもに関わる教職員，保育士の障害への理解と支援に関するスキルアップを図ります。

各保育園に，発達支援コーディネーター的な保育士を養成するため，保育士研修会を計画的に実施します。

主な取組	取組の内容	担当課
障害児保育	<p>支援を要する子どもの個別のニーズに対応するため，専門機関等と連携し，支援計画に基づいた保育を実践します。発達障害児の保育園への早期入園を奨励します。</p> <p>家庭保育に欠けない発達障害児の保育園への入園は，発達障害児支援法第7条により早期入園を奨励するとともに，発達障害児の支援方法，障害保育の実践にあたって保育士の資質向上を図る目的で保育士の研修会を実施します。(注)</p>	子育て支援センター
学校内支援体制の充実等	<p>学校教育では，就学相談の充実や施設整備など，障害のある子どもへの配慮に努めるとともに，特別支援教育の推進に取り組みます。</p> <p>障害のある子どもにかかわる教職員の研修を充実し，資質の向上を図ります。</p> <p>校内支援体制の充実，学校支援員の配置，就学指導委員会を開催します。</p> <p>特別支援が必要な児童生徒については，専門家から意見を求め，適正な就学指導を行います。</p>	学校教育課
特別支援教育推進事業	<p>教職員の専門性の向上，特別支援教育コーディネーター研修会の実施，支援体制の整備，専門家による教育巡回相談を実施します。</p>	学校教育課

(注)発達障害児に対する理解と支援の取り組み等

【基本施策2】ひとり親家庭等の自立支援

現状と課題

ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的な負担が大きく、社会的にも孤立しがちで生活の安定と自立に向けたきめ細かな支援が必要です。

近年、社会環境や生活環境の多様化、また、夫婦の価値観の相違などによる離婚等により、母子・父子家庭などひとり親家庭が増加しています。

ニーズ調査結果では、就学前児童の「母子家庭」が6.5%、小学校児童で9.3%と、子どもの学齢が上がるほど増加傾向がみられます。

また、本市の離婚件数も緩やかながら増加傾向にあり、ひとり親家庭に対する子育て支援の充実を図り、子どもが環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう体制を充実していく必要があります。

施策の方向

1. 相談体制の充実

母子家庭に対する相談及び職業能力の向上、就職支援など自立に必要な情報を提供します。また、関係機関と連携しながら自立を促進する取組みを推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
母子自立支援員の配置と自立支援の充実	子育て支援センターに母子自立支援員兼家庭相談員を配置し、関係部局と連携し、きめ細かな相談に応じます。 母子家庭への支援リーフレットの配布や子育て支援センターで実施する「にこ♡にこママの再就職支援相談」を開催し、再就職支援等の相談機能の充実を図り、母子の自立を支援します。	子育て支援センター

2. 自立を支援する取組みの推進

母子家庭の生活安定と自立支援を通して、子どもの健全育成を推進するため経済的な支援をはじめ、自立に向けた様々な支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母が、就労に結びつく能力開発の教育訓練を受講する場合、その費用の一部を支給し、母子家庭の自立を促進します。平成22年度(2010年度)から高等技能訓練促進費事業などの資格取得を支援するための事業を拡充します。 母子自立支援給付金の申請の機会を利用して就労に関する法律、保育サービス等、働くことに関する必要な情報提供やハローワークとの連携による、早期就職に向けた計画的な支援を行います。	子育て支援センター
児童福祉施設措置入所事業	経済的に困難な妊婦の安全な出産を図ることをはじめ、配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子並びに監護を必要とする児童の保護と自立の促進を図るため、母子生活支援施設等への入所を措置します。施設入所を必要とする母子家庭のケース状況に応じて一時的な保護の必要性と同時に、対象者の将来の生活も考えながら母子の自立を支援します。	子育て支援センター
児童扶養手当(再掲)	父母が婚姻を解消した時や父が死亡した時など、児童を養育している母または養育者に児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
母子・寡婦福祉資金貸付事業(県費)	母子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るため、県の制度の修学資金や生活資金など、各種資金を無利子又は低利で貸し付けます。 この事業の申請窓口、申請書類の進達を子育て支援センターで対応します。	子育て支援センター

【基本目標 6】子どもにやさしいまちづくり

【基本施策 1】子どもの安心・安全の確保

現状と課題

次代を担う子どもの育成にあたり、子どもが地域で安全・安心して暮らしていくことができる環境づくりは、欠かせない重要な取り組みです。

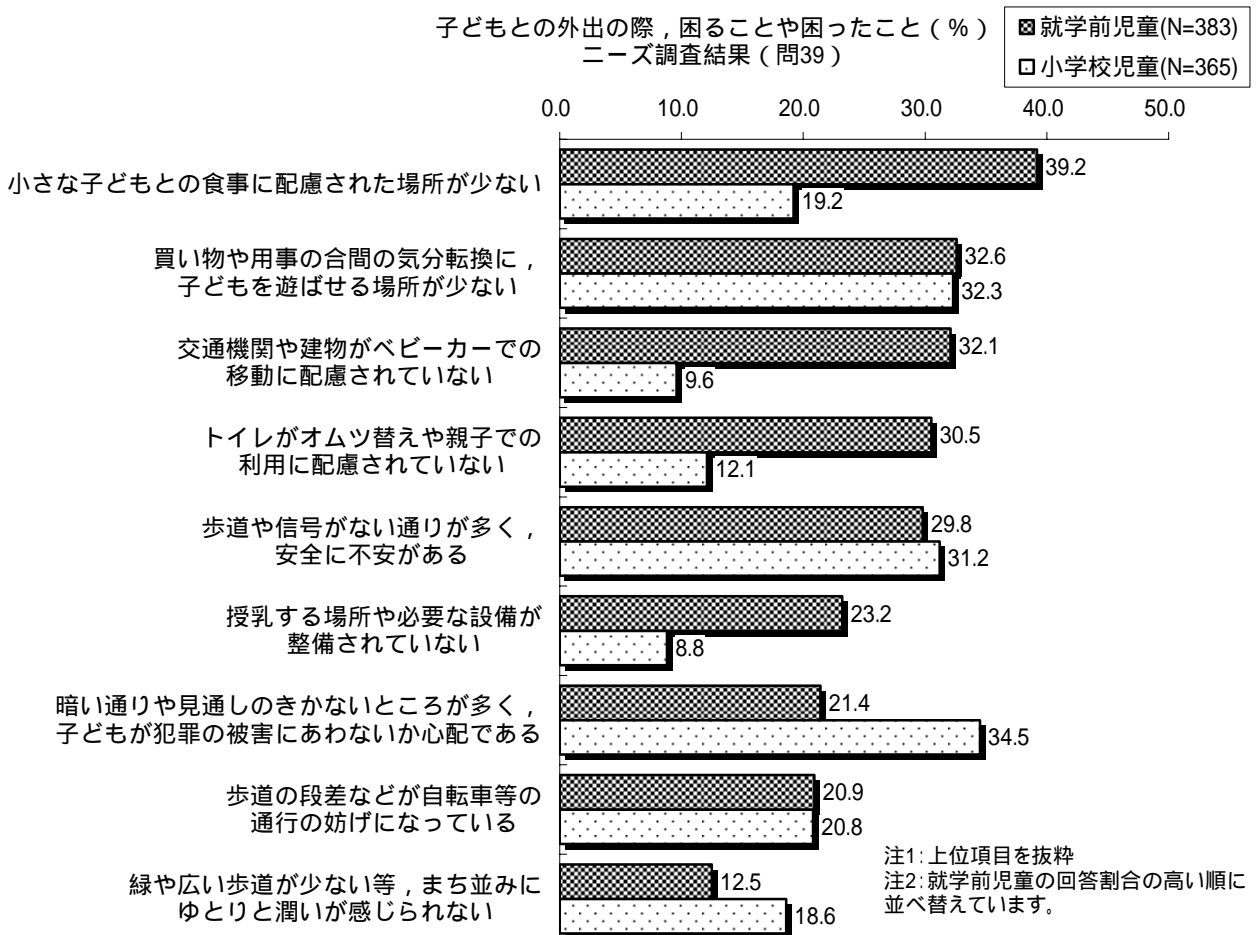
子どもや高齢者など、社会的弱者が犯罪等に巻き込まれることや急速に普及してきたインターネットや携帯電話を利用した、子どもを狙った犯罪等が目立ちます。

ニーズ調査結果では、小学校児童の保護者の回答は、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」が第1位に上がっています。

犯罪被害から大切な子どもの身体や生命を守るために、犯罪等の起きにくい環境づくりを進める必要があります。

また、交通安全をはじめ、公共施設の遊具等の安全管理など、交通事故や不意な事故から子どもを守る取り組みも重要です。

一方、就学前児童の保護者では、ハード面の整備について「小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ない」「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ない」「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」が上位に上がっています。



子どもをはじめ，高齢者が安心・安全に行動できる環境づくりを進めるため，歩道などの歩行者空間の拡充，公共施設のバリアフリー化の取組みが引き続き必要です。

施策の方向

1. 防犯対策・交通安全の推進

防犯に対する意識啓発や地域住民の自主活動を促進し，地域全体で子どもの安心・安全を守る地域づくりを推進します。

交通安全教室をはじめ，市民の意識啓発や交通安全施設の整備を進め，子どもの安全を守る交通環境づくりを推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
スクールガードリーダー巡回指導	スクールガードリーダーを学校に派遣し，通学路や学校内外の危険箇所や改善の必要な箇所を把握及び改善に努め，学校安全対策の向上を図ります。	学校教育課
見守り活動の実施等	<p>自主ボランティアにより，登下校時に街頭指導や青色回転灯付防犯パトロール車を利用した見守り活動を実施します。</p> <p>公用車へ青色回転灯を順次設置し，見守り活動を実施します。</p> <p>こども 110 番の家及び店の登録を推進し，通学路など児童生徒の安全確保に努めます。</p> <p>不審者情報などを入手したときには，教育委員会を通じて，保育園や学校など保護者に連絡できる体制を構築します。</p> <p>「地域安全マップづくり」をはじめ，防犯意識を高める「安全・安心まちづくりセミナー」を県との共催により開催します。</p>	総務課 危機管理室
交通安全教育の推進	<p>交通安全教育の徹底を図るため，広報活動や各種講習会，交通安全教室などの充実を図ります。特に幼児や高齢者等の交通弱者への交通安全知識の普及を推進します。</p> <p>各保育園・幼稚園・学校で交通安全教室を開催し，交通安全意識の普及啓発に努めます。</p>	総務課 危機管理室

2. 安全な道路・公共施設等の整備

歩行者空間の拡充や公共施設のバリアフリー化，ユニバーサルデザインの導入など，子どもや高齢者をはじめ，全ての人にやさしいまちづくりを推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
ガードレール・ガードパイプの設置等	<p>安心して利用できる歩行空間を確保できるよう，通学路を中心に，ガードレール・ガードパイプを設置します。</p> <p>歩道や自転車道などの整備，交差点の改良など交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに，自転車利用者への正しい乗り方，駐輪方法などの普及啓発に努めます。</p>	<p>建設課 総務課 危機管理室 学校教育課</p>
公共施設の快適設計・バリアフリー化の推進	<p>子どもをはじめ高齢者や障害者が安全で自由に行動し，社会参加できるよう，公共建築物や歩行者空間・公園などのバリアフリー化を図るとともに，ユニバーサルデザインの導入を進めます。</p>	<p>建設課 都市整備課</p>
施設の安全管理体制整備	<p>子どもの安全を確保するために，保育園，幼稚園学校などに情報を的確に伝えるとともに，市全体で迅速に情報伝達できるような体制づくりを進めます。</p> <p>保育園，幼稚園や学校など安全管理体制の徹底に努め，遊具の安全点検を実施するなど安全管理の徹底を図ります。</p>	<p>学校教育課 子育て支援センター</p>

【基本施策2】快適な生活環境の整備

現状と課題

ニーズ調査結果では、「本市に望む子育て支援施策」として第1位に「保育園等にかかる費用負担の軽減してほしい」、続いて「小さい子を連れて出かけやすく楽しめる場所をもう少し増やしてほしい」が過半数を占めています。

本市では、子育て支援センターを中心として親と子の遊び場を提供し、子育て全般にわたる支援を総合的に実施しています。子どもが健やかに成長するために安全・安心な遊び場を確保することは極めて重要です。

施策の方向

1. 子どもの遊び場の確保

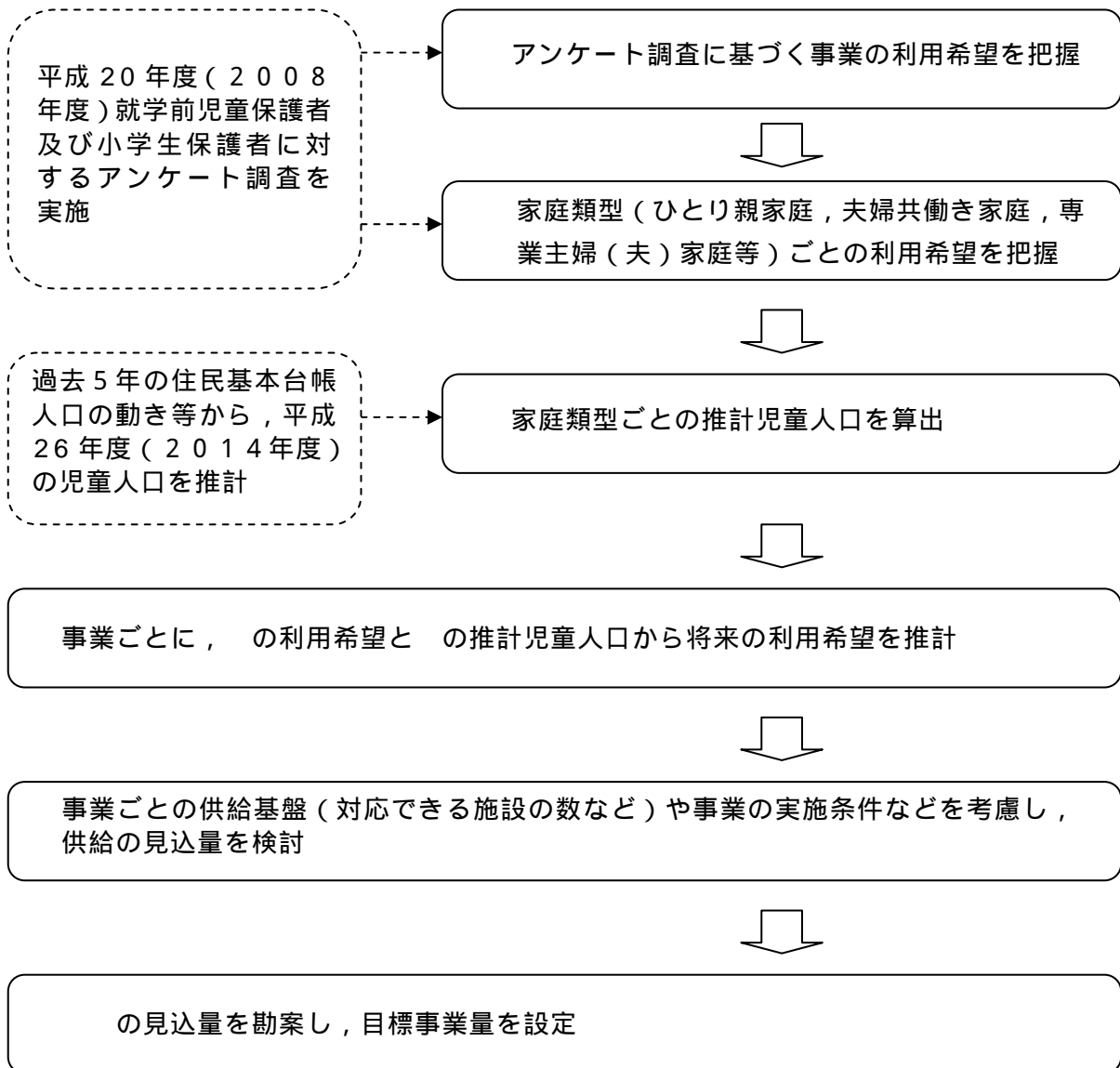
子育て支援センターでの遊び場の提供や市内の公園の整備など、快適で安全な子どもの居場所づくりの確保に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
児童館運営事業	地域ぐるみで子どもの健全育成を推進できる体制を進めるとともに、児童館が持つ機能を十分活用し、遊びや学びの拠点施設として有効に活用します。	子育て支援センター (児童館)
子育て支援センター運営事業	子育て支援センターでは、平日の午前9時～午後4時をオープンスペースとして開放しています。親と子の遊び場、親子が気軽に集う場として、利用の促進を図ります。 センターには遊具や花壇を整備し、にこにこプールをはじめ、滑り台などを設置し、季節や天候に左右されることなく利用できます。	子育て支援センター
児童公園等の管理	児童公園の遊具の安全点検を定期的に行い、安心して利用できる憩いの場としての公園管理に努めます。 自治会・地域ボランティアによる、安全で快適な公園利用の確保のため、清掃・草刈等を定期的に行います。	都市整備課

第7章 目標事業量

【1】サービス目標事業量の算出について

計画の最終年度である平成26年度（2014年度）の各サービスの目標事業量を次の算出手順に基づき設定しました。



【 2 】 保育サービス等の概要

事業名	概要
通常保育事業 (認可(公立等)保育所の事業)	保護者が就労等のために、日中に家庭で十分に保育できない児童を保育所で保育する事業です。
特定保育事業	保護者の就労形態の多様化(パート就労等)に伴う保育需要の変化に対応して、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に、週2~3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業です。
延長保育事業	保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。
夜間保育事業	保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、午後10時(基本)まで保育を行う事業です。
トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等で一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う事業です。
休日保育事業	日曜日などの休日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を認可保育所で保育する事業です。
乳幼児健康支援一時預かり事業(病児対応型・病後児対応型)	病中や病気回復期にある児童を保育所・病院等で保護者にかわって保育を行う事業です。
乳幼児健康支援一時預かり事業(体調不良児対応型)	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に帰っても保護者等がいない児童(おおむね小学1~3年生が対象)を学校や児童館で預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。
地域子育て拠点事業	子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる施設で、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。
一時保育(預かり)事業	普段家庭で児童を保育している保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可(公立)保育所で児童を保育する事業です。
ショートステイ事業	保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等で短期間(1週間程度)児童を養育・保護する事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)が相互に会員となり、助け合う会員組織のことで、会員間のコーディネート(紹介など)やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

(注)一般的な内容を示したものです。本市で実施していない事業も含まれます。

【 3 】 サービス目標事業量

事業名	単 位	平成 21 年度 (2009 年度) 実 績	平成 26 年度 (2014 年度) 目 標 事 業 量
通常保育事業	定員数合計(人) (うち家庭的保育(人))	660 (-)	540 (-)
	3歳未満児(人) (うち家庭的保育(人))	130 (-)	110 (-)
	3歳以上児(人) (うち家庭的保育(人))	530 (-)	430 (-)
特定保育事業	実施箇所数(箇所)	0	0
延長保育事業	実施箇所数(箇所)	2	10
	定員数(人)	45	50
夜間保育事業	実施箇所数(箇所)	0	0
トワイライトステイ事業	実施箇所数(箇所)	0	0
休日保育事業	実施箇所数(箇所)	0	2
乳幼児健康支援一時預かり事業(病児対応型・病後児対応型)	実施箇所数(箇所)	0	0
	延べ利用人数(人日)	0	0
乳幼児健康支援一時預かり事業(体調不良児対応型)	実施箇所数(箇所)	0	0
	延べ利用日数(人日)	0	0
一時保育(預かり)事業	実施箇所数(箇所)	4	4
	延べ利用人数(人日)	790	720
ショートステイ事業	実施箇所数(箇所)	0	0
放課後児童健全育成事業	実施箇所数(箇所)	9	9
	定員数(人)	204	287
地域子育て拠点事業	センター型実施箇所数(箇所)	1	1
	ひろば型実施箇所数(箇所)	0	1
ファミリー・サポート・センター事業	実施箇所数(箇所)	0	0

参考資料 / 1 . ニーズ調査結果の概要

調査内容

【1】調査目的

本調査は、子育て支援に関する市民の生活実態やニーズ・意見等を把握し、次世代育成支援後期計画（平成22～26年度）を策定するための基礎資料を得るとともに、子育て支援施策を総合的・計画的に推進することを目的として実施しました。

本市では「就学前児童」及び「小学校児童（就学児童）」の保護者へのアンケート調査を実施し、アンケート調査内容については、「国のモデル調査票」を踏まえ、それに本市独自の設問を加えて設計しています。

【2】調査設計

【調査地域】江田島市全域

【調査対象】就学前児童 / 市内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭
小学校児童 / 市内に居住する小学生の子どもがいる家庭

【標本数】就学前児童 / 1,019 サンプル
小学校児童 / 1,043 サンプル

【調査方法】郵送による配布・回収

【調査期間】平成21年2月6日（金）～2月20日（金）

【3】回収結果

	標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率%
就学前児童	1,019	383	37.6%
小学校児童	1,043	365	35.0%
合計	2,062	748	36.3%

【4】地区別回収結果

居住地域別回収数（上段：件数，下段：横100%構成比）

	サンプル数	江田島町	能美町	沖美町	大柿町	無回答
就学前児童	383	146	96	38	87	16
	100.0	38.1	25.1	9.9	22.7	4.2
小学校児童	365	125	108	32	83	17
	100.0	34.2	29.6	8.8	22.7	4.7

【5】資料の見方について

- (1) 集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。従って回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- (2) 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- (3) 数表，図表，文中に示すNは、比率算出上の基数（標本数）です。全標本数ベースを示す「全体」を「N」、該当数ベースを「n」で表記しています。

調査結果の概要

【1】属性及び家族の状況

1. 子どもの人数

就学前児童，小学校児童ともに「2人」が最も多くなっています。

2. 家族の状況

就学前児童，小学校児童ともに「父母同居」が大半を占めていますが，「父子家庭」は就学前で1.3%，小学校児童2.2%，「母子家庭」はそれぞれ6.5%，9.3%で，小学校児童では，やや多くみられます。

3. 親族等からの支援の状況

日常的，緊急時のいずれも「祖父母等の親族」を中心とした支援が多くみられます。祖父母等に預かってもらうことについては，半数以上が「特に問題はない」としていますが，負担感を心苦しく感じる保護者も比較的多くみられます。

親族等からの支援の状況(%)

	就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる	31.3	36.7
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる	58.7	47.4
日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	5.2	6.3
緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる	15.7	17.5
日常的，緊急時も預けられる人がいない	9.4	9.9
無回答	2.6	3.6

祖父母に預かってもらっている状況(%)

	就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
祖父母が孫を預かることについては，特に問題はない	58.1	61.8
祖父母の身体的負担が大きく心配である	18.8	15.2
祖父母の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	24.1	17.7
自分たち親の立場として，負担をかけていることが心苦しい	18.8	21.9
その他	5.6	4.9
無回答	2.6	1.1

友人や知人に預かってもらっている状況(%)

	就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
友人や知人に預かってもらうことについては，特に問題はない	43.8	46.6
友人や知人の身体的負担が大きく心配である	14.1	5.5
友人や知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	18.8	16.4
自分たち親の立場として，負担をかけていることが心苦しい	34.4	35.6
その他	1.6	4.1
無回答	4.7	11.0

【2】保護者の就労状況

1. 保護者の就労状況

就学前児童の母親の過半数（54.3% 「就労している」の合計値）、小学校児童の母親の約7割（68.5%）が現在就労しています（共働き世帯）。

	就学前児童(N=383)		小学校児童(N=365)	
	父親	母親	父親	母親
就労している(フルタイム; 育休・介護休業中は含まない)	88.8	19.8	85.2	29.9
就労している(フルタイムだが現在は産休・育休・介護休業中)	0.3	5.5	0.0	1.1
就労している(パートタイム, アルバイト等)	1.0	29.0	0.8	37.5
以前は就労していたが, 現在は就労していない	1.3	34.7	2.5	20.0
これまでに就労したことがない	0.5	4.7	0.3	4.7
無回答	8.1	6.3	11.2	6.8

表中の網掛けは、回答割合が最も多い項目を示します（以下同様）。

2. 母親の就労希望

現在パートタイム・アルバイト中の母親の合計3割以上がフルタイムへの転換を希望し、現在未就労の母親の大半が今後の就労を希望しています。

母親の未就労理由では、「保育サービスが利用できれば就労したい」が就学前で14.3%、小学校児童では3割以上みられます。

母親 / パート・アルバイト等就労者におけるフルタイムへの転換希望 (%)

	就学前児童 (n=111)	小学校児童 (n=137)
希望がある	10.8	11.7
希望があるが予定はない	24.3	23.4
希望はない	36.9	38.7
無回答	27.9	26.3

母親 / 未就労者における今後の就労希望 (%)

	就学前児童 (n=151)	小学校児童 (n=90)
有(いますぐにでも, もしくは1年以内に就労を希望している)	29.8	35.6
有(2・3年より先で, 子どもがある程度大きくなったら就労したい)	58.3	43.3
無	9.9	17.8
無回答	2.0	3.3

母親 / 就労希望形態 (%)

	就学前児童 (n=133)	小学校児童 (n=71)
フルタイムによる就労	9.0	9.9
パートタイム, アルバイト等による就労	74.4	77.5
無回答	16.5	12.7

母親の未就労理由 (%)

	就学前児童 (n=133)	小学校児童 (n=71)
保育サービスが利用できれば就労したい	14.3	35.2
働きながら子育てができる適当な仕事がない	33.8	4.2
自分の知識、能力にあう仕事がない	3.8	43.7
家族の考え方(親族の理解が得られない)等就労するための環境が整っていない	5.3	2.8
その他	35.3	11.3
無回答	7.5	2.8

3. 母親の出産前後の就労状況

母親の4割以上が、出産前後に「離職」しています。

離職した状況については、「いずれにしてもやめていた」が過半数を占めますが、「仕事と家庭の両立支援」が整っていれば継続して就労していた母親も2割程度みられます。

出産前後に離職した状況 (%)

	就学前児童 (n=172)
保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた	5.8
職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた	19.2
保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた	9.9
家族の考え方(親族の理解が得られない)等就労する環境が整っていれば、継続して就労していた	3.5
いずれにしてもやめていた	52.3
その他	7.0
無回答	2.3

【3】就学前児童 / 保育サービスのニーズ

1. 保育サービスの利用状況

就学前児童の半数(50.6%)が現在保育サービスを利用しており、そのうち「認可保育所」が大半(93.8%)を占め、「幼稚園」は4.1%の利用となっています。

利用している理由は「現在就労している」が大半を占め、「幼稚園」の場合は「子どもの教育のため」もみられます。

2. 保育サービス未利用理由

保育サービスを利用していない理由は「保護者が就労していないなどの理由で必要がないから」が最も多くなっています。

3. 保育サービスの利用希望

「保育所」に次いで「病児・病後児保育」や「一時預かり」への利用希望が目立っています。

	就学前児童 (N=383)
認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)	33.7
家庭的な保育(保育ママ:保育者の家庭等で子どもを預かるサービス)	4.7
事業所内保育施設(企業が従業員用に運営する施設)	10.4
自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)	3.4
認定こども園【共通利用時間(のみ)の保育の利用】(保育施設と幼稚園が一体化した施設)	9.4
認定こども園【共通利用時間(4時間程度)以上の保育の利用】(保育施設と幼稚園が一体化した施設)	7.3
その他の保育施設	2.6
幼稚園(通常就園時間)	11.5
幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かるサービス)	10.7
延長保育	16.7
ベビーシッター	2.6
ファミリー・サポート・センター(会員登録制の有償ボランティアによる助け合いのサービス)	5.5
一時預かり(私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを預かるサービス)	22.5
病児・病後児保育(子どもの病気時の保育)	27.4
特になし	12.8

4. 土日・祝日等のサービス利用希望

土曜日の保育サービス利用希望者は4割(40.5%)です。

日曜日・祝日の利用希望者は2割(19.8%)です。

【4】小学校児童/放課後児童クラブのニーズ

1. 放課後児童クラブの利用状況

小学1～3年生の43.5%が放課後児童クラブを利用しています。

利用している理由は「現在就労しているから」、利用していない理由は「現在就労していないから」という就労条件が中心となっています。

今後の放課後児童クラブの利用希望は16.2%で、「そのうち就労したいから」という理由が中心となっています。

2. 放課後子ども教室の利用希望

放課後子ども教室の利用希望は54.0%と半数を超えています。

放課後子ども教室の利用希望(%)

	小学校児童 (n=200)
放課後子ども教室が実施されれば利用の意向がある	54.0
放課後子ども教室が実施されていないから利用についてはっきりわからない	35.0
放課後子ども教室が実施されても利用の意向がない	7.0
無回答	4.0

3. 放課後の過ごし方への要望

4年生以降も放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)を利用したい保護者が目立ち、いずれも「6年生まで」利用したい希望が多くみられます。

放課後の過ごし方への要望(%)

	小学校児童 (n=200)
放課後児童クラブを4年生以降も継続して利用したい	30.0
放課後子ども教室を開設して利用したい	29.5
利用を希望するサービスは特になし	11.5
兄弟、姉妹がいるから放課後児童クラブなどを利用する必要はない	10.5
文化・スポーツクラブ活動や学習塾・習い事などをさせたい	10.0
その他	4.5

【5】病児・病後児保育のニーズ

就学前児童の4割(43.3%)、小学校児童の6割(60.5%)が、この1年で病気やケガで保育サービスが利用できなかつたり、学校を休んでいます。

その時は「母親が仕事を休んで」対応しており、小学校児童の場合は「親族・知人に預けた」ケースも多くみられます。

【6】一時預かりのニーズ

1. 一時的に子ども預けた場合の対応状況

就学前児童、小学校児童ともに6割が、この1年で保護者の病気、就労、買い物、会合等の理由で、家族以外の誰かに子どもを預けています。

2. 今後の希望

今後の一時預かりの希望者は、就学前児童で2割(21.6%)、小学校児童で15.1%みられます。

3. 宿泊を伴う場合

泊まりがけで子ども預けた経験は、就学前児童で12.5%、小学校児童で16.7%となっており、いずれも「親族・知人に預けた」ケースが主流となっています。また預けた人の5人に1人が、その困難さを意識しています。

【7】ファミリーサポートセンターのニーズ

本市では、現在ファミリーサポートセンターを実施していませんが、市外での利用者が僅かにみられます。

しかし、今後の利用希望者は、就学前児童で 9.5%、小学校児童で 6.3%となっています。

【8】子育て支援センター「にこ♡にこハウス」のニーズ

子育て支援センターの利用者は、現状では就学前児童の1割(10.4%)です。その内、今後「利用回数を増やしたい」方は 8.9%みられます。

利用していない理由としては「子育て支援センターを知らない、内容がわからない」が最も多くなっています。

【9】子育て支援サービスの認知度・利用度・利用希望

ニーズ(今後の希望)としては、「保育園の園庭開放」「児童館(チャオチャオなど)」が目立ちます。

子育て支援サービスの認知度・利用度・利用希望(%)

	認知度 (N=383)	利用度 (N=383)	利用希望 (N=383)
ママパパ学級・マタニティスクール	72.3	21.1	23.2
すくすくくらぶ(各保健センターで行っている)	75.5	48.6	37.9
すくすくベビーくらぶ(各保健センターで行っている)	65.3	31.6	29.0
食育チャレンジ隊	60.1	19.1	37.9
離乳食教室	66.1	24.8	26.1
家庭教育(しつけなど)に関する学級・講座	15.7	2.9	37.1
カンガルーくらぶ(図書館で行っている妊婦への読み聞かせ)	36.8	3.4	19.1
保育園の園庭開放	82.0	43.6	43.9
児童館(チャオチャオなど)	36.0	17.0	41.5

【10】育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用者は、母親が 19.1%と2割程度みられますが、父親は 0.3%と僅かです。

【11】子育て全般について

1. 子育ての楽しさ・つらさ

半数程度が「楽しい」と感じている反面、「楽しい・つらいが同じくらい」も多くみられます。

子育ての楽しさ・つらさ(%)

	就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
楽しいと感じることが多い	54.6	49.0
楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい	35.2	40.0
辛いと感じることが多い	5.2	3.8
その他	1.0	1.9
わからない	1.6	2.7

2. 子育てに関する不安や悩み

子どもの「しつけ」や「性格・行動」、小学校児童では「教育や進路」などへの不安や悩みが目立ちます。

上位10位までを抜粋しています		就学前児童 (N=383)
1位	子どものしつけ	58.2
2位	子どもの性格や行動	44.6
3位	社会環境が悪くなっていること	33.2
4位	子育てにかかる経済的な負担	29.8
5位	勉強やこれからの進学のこと	29.5
6位	子どもの栄養や食事内容	28.2
7位	子どもの心身の発育・成長状態	26.6
8位	子どもの健康状態	25.3
9位	自分の自由な時間がもてないこと	22.2
10位	育児による疲れやストレス	21.1

上位10位までを抜粋しています		小学校児童 (N=365)
1位	子どもの教育や進路	54.5
2位	育児やしつけの方法	39.2
3位	子どもをしかり過ぎている	30.1
4位	子どもの病気や発育・発達	19.2
5位	子どもの食事や栄養	18.4
6位	子どもとの時間が十分とれない	17.5
7位	友だちづきあい	15.1
8位	子育てのストレス	10.1
9位	子どもとの接し方に自信がもてない	8.5
10位	配偶者との意見の相違	8.5

保護者の8割以上が、「子育てに関する不安や悩みの相談先がある」としており、「配偶者・パートナー」「その他の親族」「友人、隣近所の人、地域の人」などが主な相談先となっています。

【12】地域との関わりについて

就学前児童，小学校児童ともに7割以上が，近所や周りに同年齢の子どもがいると回答しています。一方で，近所や周りに同年齢の子どもがいなくて困っている方は，「いない」人のうち4割以上みられます。

地域の人に，「子育てに理解がない」と感じる保護者はいずれも1割未満です。

【13】乳幼児検診について

乳幼児検診の受診率は87.2%で，7割近くの保護者が「満足」しています。

今後は，「医師・歯科医師の診察による疾病や異常の早期発見」が最も求められています。

【14】配偶者・パートナーについて

配偶者（パートナー）の過半数が，子どもの世話や家事の分担をしています。

配偶者（パートナー）の約7割が，日頃子どもと遊んでいます。

【15】子どもの虐待について

虐待を見たり聞いたりしたことがある保護者は2割程度で，「感情的な言葉」や「たたくなど」が多くみられます。

虐待を見たり聞いたりしたこと(%)

	就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
虐待を見たり，聞いたりしたことがある	7.6	6.0
虐待かどうかははっきりわからないが，おかしいなど思ったことがある	16.7	18.4
虐待を見たり，聞いたりしたことがない	72.1	73.4

虐待を見たり聞いたりしたときの状況(%)

	就学前児童 (n=93)	小学校児童 (n=89)
子どもをたたいたり，つねったりしているなど暴力行為をしている	45.2	36.0
子どもを厳しくしつけをする，叱ったりしている	22.6	47.2
子どもに食事を長時間与えていない，長時間子どもを放置している	22.6	20.2
子どもに感情的な言葉を投げかけている	51.6	51.7
子どもが病気でも病院などに連れて行ってない	4.3	9.0
その他	12.9	6.7

虐待に遭遇しても、半数は「特に何もしていない」と回答していますが、「知り合いの人たちで相談にのった」が続いて多くみられます。

虐待を見たり聞いたりしたときの対応方法(%)

	就学前児童 (n=93)	小学校児童 (n=89)
市役所に連絡した	3.2	-
市役所・福祉事務所に連絡した	-	0.0
児童相談所に連絡した	2.2	1.1
民生・児童委員などに連絡した	0.0	2.2
警察に連絡した	1.1	0.0
保育園、幼稚園、学校などに連絡した	14.0	10.1
保健所に連絡した	1.1	-
子育て支援センターに連絡した	-	1.1
知り合いの人たちで相談にのった	19.4	30.3
その他	11.8	12.4
特に何もしていない	53.8	48.3

【16】仕事と子育てについて

1. 仕事と子育ての両立で大変と感ずること

「代わりに面倒みる人がいないこと」「急な残業が入る」「子どもとゆっくりできない」などが、仕事と子育ての両立に大きく障害になっていると感じています。

仕事と子育ての両立で大変だと感ずること(%)

	就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
1位 自分が病気・怪我をした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	38.9	35.1
2位 急な仕事や残業が入ってしまう	34.5	35.9
3位 子どもとゆっくりかかわる時間がもてない	32.9	31.8
4位 子育てについて職場の理解が得られにくい	10.2	10.1
5位 子どもを預かってくれる保育園などが無い	4.2	9.3
6位 子育てについて家族の理解が得られない	2.3	1.6
7位 子どもの他に家族の中に介護しなければならない人がいる	2.3	4.1
その他	3.4	7.7
わからない	10.7	9.9

順位は就学前児童を基準に並べ替えています(以下同様)

2. 企業や職場等に取り組んで欲しい制度等

「労働時間の短縮」や「職場の理解」が求められています。

企業や職場等に取り組んで欲しい制度等 (%)

		就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
1位	妊娠中や子育て期間中の労働時間の短縮(フレックスタイム制度や短時間勤務制度等)	34.5	26.8
2位	職場の上司・同僚等の理解	33.2	40.5
3位	育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境・風土づくり	29.2	23.8
4位	勤務場所や部署への職場からの配慮	20.6	40.5
5位	配偶者・パートナーの子育て参加(男性も育児休業制度が利用できる環境等)	18.0	12.6
6位	子どもが病気やけがをした時など、安心して看護するための休暇が取れる制度	62.4	61.6
7位	その他	3.4	3.6

【17】行政サービスへのニーズ

1. 子育てに関する相談相手の希望

「総合的な相談窓口」に加え、「保護者同士の情報交換会」などが求められています。

子育てに関する相談相手の希望 (%)

		就学前児童 (N=383)
1位	何でも相談できる総合的な窓口	26.1
2位	親相互の相談・情報交換の機会	25.3
3位	身近な地域で気軽に相談できる場所	21.4
4位	子育て経験者による相談の機会	19.8
5位	専門的な相談機会	18.5
6位	電話やインターネットなど匿名相談の機会	12.0
7位	相談相手、相談場所の必要はない	8.6
8位	家庭訪問してもらい、行う相談	7.3
	その他	1.3

2. 少子化の流れを変えるために必要と思うこと

「養育費の軽減」など、経済的支援をはじめ、「仕事と子育てを両立しやすい職場環境」「保育サービスの充実」などが求められています。

少子化の流れを変えるために必要と思うこと(%)

上位10位までを抜粋		就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
1位	子どもの養育費を軽減する	73.9	66.8
2位	仕事と子育てが両立しやすい職場環境	58.2	64.9
3位	保育サービスを充実する	55.6	36.7
4位	乳幼児医療の充実整備	48.0	39.5
5位	子どもの安全な遊び場の整備, 居場所の整備	42.0	46.3
6位	出産祝い金等を支給	31.9	26.0
7位	安全・安心な社会環境づくり	26.4	31.0
8位	子育て支援の仕組みづくり	23.2	-
9位	学校教育の充実	23.0	21.9
10位	地域社会で子育て支援の啓発	14.4	13.7

3. 地域での支援活動として必要と思うこと

「地区ごとの活動の連携と活発化」「子育てサークルづくり」など、地域の相互の支援活動の充実が求められています。

地域での支援活動として必要と思うこと(%)

		就学前児童 (N=383)
1位	地区ごとの活動の連携と活発化	25.1
2位	子育てサークルづくりを支援する	23.8
3位	広報誌などでの情報提供・情報交流	21.9
4位	地域活動等の拠点になる場の整備	21.1
5位	男性が参加する機会を増やす	14.9
6位	子育てのインストラクターの募集や養成	11.5
7位	各関係機関・団体が連絡し合える場をつくる	9.1
8位	児童委員の相談・指導等の活動充実	6.8

また、子育て中の親子が集まる自主的なサークル活動は、「サークルの雰囲気によっては入りたい」という希望が6割を超えています。

サークル活動について(%)

	就学前児童 (N=383)
ぜひ入りたい	8.1
サークルの雰囲気によっては入りたい	60.3
子育て仲間がいれば、自分達で自分でサークルをつくってみたい	5.0
行政の支援などがあればつくってみたい	3.9
入りたくない・入る必要性を感じない	22.5
その他	6.0

4. ハード面の整備について

「小さな子どもとの食事の場所」や「遊ばせる場所」「ベビーカーでのスムーズな移動」などが困ったこととして多くあげられています。小学校児童では「子どもが犯罪等に巻き込まれないか心配」なども多くみられます。

子どもとの外出の際、困ることや困ったこと(%)

上位10位までを抜粋		就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
1位	小さな子どもとの食事に配慮された場所が少ない	39.2	19.2
2位	買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ない	32.6	32.3
3位	交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない	32.1	9.6
4位	トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない	30.5	12.1
5位	歩道や信号がない通りが多く、安全に不安がある	29.8	31.2
6位	授乳する場所や必要な設備が整備されていない	23.2	8.8
7位	暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である	21.4	34.5
8位	歩道の段差などが自転車等の通行の妨げになっている	20.9	20.8
9位	緑や広い歩道が少ない等、まち並みにゆとりと潤いを感じられない	12.5	18.6
10位	荷物や子どもをかかえて困っている時に手伝ってくれる人が少ない	11.7	6.3

5. 江田島市に希望する子育て支援施策

「費用負担の軽減」や「子連れでも楽しめる場所」「医療機関の整備」など、行政へのニーズは多岐にわたっています。小学校児童では「教育費の負担軽減」も多く求められています。

江田島市に望む子育て支援施策(%)

		就学前児童 (N=383)	小学校児童 (N=365)
1位	保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい	60.1	-
2位	小さい子を連れて出かけやすく楽しめる場所をもう少し増やしてほしい	56.9	43.0
3位	子どもが安心して医療機関にかかれる体制を整備してほしい	48.8	58.1
4位	親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会を拡充してほしい	32.1	29.6
5位	幼稚園を増やしてほしい	21.9	-
6位	残業時間の短縮や有給休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	19.3	18.1
7位	誰もが気軽に利用できるボランティア団体等による保育サービスを充実してほしい	15.7	15.9
8位	子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を多く作ってほしい	15.4	12.3
9位	多子世帯の市営住宅の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮がほしい	11.7	8.5
10位	子育てについて学べる機会を多く作ってほしい	9.1	7.7
11位	小学校にかかる教育費の負担を軽減してほしい	-	32.1
	その他	3.4	3.3

江田島市保健福祉審議会次世代育成部会 / 委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
江田島市社会福祉協議会	会 長	大 津 克 彦	江田島市保健福祉審議会 委員長
佐伯地区医師会	理 事	澤 裕 幸	江田島市保健福祉審議会 次世代育成部会委員
江田島市民生児童委員協議会	会 長	藤 村 政 雄	〃
江田島市女性連合会	会 長	熊 倉 町 子	〃
江田島市 P T A 連合会	会 長	宮 下 成 二	〃
江田島市保育園保護者会	会 長	楠 部 ま な み	〃
江田島市教育委員会	教 育 長	万 治 功	〃
江田島市中学校長会	会 長	荒 神 一 洋	〃
江田島市小学校長会	会 長	樋 上 美 由 紀	〃
江田島市保育連盟	会 長	横 手 ま ゆ み	〃

江田島市次世代育成行動計画庁内推進会議 / 委員名簿

番号	所属部等	所属課	職名	氏名	備考
1	総務部	総務課	課長	土手 三生	
2		企画振興課	課長	有馬 博之	
3	福祉保健部	保健福祉部長		徳永 信幸	委員長
4		社会福祉課	課長	北瀬 雄司	
5		保健医療課	課長	川地 俊二	
6		子育て支援センター	センター長	横手 重男	副委員長
7	産業部	商工観光課	課長	浜村 晴司	
8	土木建築部	都市整備課	課長	沼田 英士	
9	教育委員会	学校教育課	課長	御堂岡 健	
10		生涯学習課	課長	木原 則彦	

江田島市次世代育成支援行動計画庁内推進会議設置要綱

江田島市告示第52号

江田島市次世代育成支援行動計画庁内推進会議設置要綱を次のように定める。

平成21年6月1日

江田島市長 田 中 達 美

江田島市次世代育成支援行動計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 江田島市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的かつ効果的に推進するため、江田島市次世代育成支援行動計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 行動計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には福祉保健部長を、副委員長には子育て支援センター長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させることができる。

(担当者会議)

第6条 推進会議は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、担当者会議を置く。

- 2 担当者会議は、推進会議を組織する者がその所属する職員のうちから指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉保健部子育て支援センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属	職
総務部	総務課長
	企画振興課長
福祉保健部	社会福祉課長
	保健医療課長
産業部	商工観光課長
土木建築部	都市整備課長
教育委員会	学校教育課長
	生涯学習課長